

紀美野町第1回定例会会議録

令和2年3月4日（水曜日）

○議事日程（第2号）

令和2年3月4日（水）午前9時00分開議

第 1 一般質問

○会議に付した事件

日程第1

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
2 番	廣 瀬 隆 一 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
6 番	田 代 哲 郎 君
7 番	西 口 優 君
8 番	北 道 勝 彦 君
9 番	向井中 洋 二 君
10 番	美 野 勝 男 君
11 番	美 濃 良 和 君
12 番	伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君
税 務 課 長	湯 上 増 巳 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	米 田 和 弘 君
建 設 課 主 幹	森 谷 克 美 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	北 山 仁 君
水 道 課 長	長 生 正 信 君
まちづくり課長	山 本 訓 永 君
美 里 支 所 長	坂 昌 美 君
代表監査委員	菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	中 谷 昌 弘 君
次 長	井戸向 朋 紀 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（伊都堅仁君） それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、1つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言を願います。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

一般質問の通告は8人です。通告順に従い、順次質問を許可します。ただし、議長の許可を得て、通告項目の順を変更することができます。

それでは、11番、美濃良和君の質問を許可します。

なお、新型コロナウイルスの発生に伴い、今定例会における質問、質疑及び答弁などについては、適宜にマスクの着用を行っていただき、臨機応変に対応を願います。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） おはようございます。それでは、議長さんのお許しを得まして、一般質問を行ってまいります。

まず初めに、風力発電についてお聞きいたします。

原発は人間と共存できないというのが、福島原発の事故の教訓です。ですから、自然エネルギーへの転換が大変大事なことでございます。

しかし、だからといって、もうけ本意の自然エネルギーの建設は困ります。最近、兵庫県の新温泉町に視察に行かせていただきました。ここでは、紀美野町と同じ合同会社NWE-09インベストメントという会社が風力発電機を設置する計画を進めています。ただし、この09だったのが、最近、10になったと。その会社が変わったようですけれども。元請はもともと同じなんですけれども。そういうふうなNWE-10、その会社が進めています。

ここでも、狭い谷合いに、しかも人家の近いところに計画していることから、住民は

大きな反対運動を起こしており、町も住民と一緒に、この問題に取り組んでいます。

この町でいただいた資料によると、会社が風力発電機を設置する場所について、紀美野町に提出されている地図には、この設置というところが、山の稜線に線引っ張って、ここに幾つかの発電機を設置するんだよという、そういうことしか、そういう地図しか来ていません。しかし、向こうではそんなものでは、当然、理解できないと、わからないと、もっと詳しくそれを表明せえと、そういうことで、点に落とさせてるんですね。ですから、具体的にどこにしようとしてるんかということがはっきりわかる。そういうふうな形になっています。

ですから、この紀美野町においても、具体的に風力発電会社がどういうところにつけようとしてるのか、そのことがわかるように、この点に落とすように求めていくべきではないかというふうに思います。

まず、この点についてお聞きします。

また、県の音の規制も45デシベルですけども、それを向こうのほうでは、この要求を県のほうにも交渉して、35デシベルと、まさに静寂という音の、これでもって住民の皆さん方の安眠を守ると。そういう数字に強化させています。

建設されては大変ですが、もしも建設されても夜の安眠を守るため、35デシベルへの規制にすることが求めるべきではないかと思います。

この点に落とさせるべきと、それから、この音の規制強化を県に求めていくべきではないかというふうに思いますが、お聞きしたいと思います。

次に、入札にかかわる不祥事に対する対応についてお聞きいたします。

談合問題から多くの町民に迷惑をおかけしたと思います。数年前にも入札情報が漏れるという事件が起きました。そのことに対して、町でも対策をとられたというふうに思いますけれども、このことがまたわずか数年たった時点で起こってきたことに対して、やはり対策が十分ではなかったのではないかと、このように思いますが、具体的にどのような対策をとってこられたのかお聞きしたいと思います。

次に、紀の川の砂の持ち込みについてお聞きいたします。

町の土砂の処理場に、国交省がチャーターしたダンプカーが、この紀の川の砂を運んできております。それによって沿線の住民が、このほこりや、1日に300台のダンプカー、これは県の事業も合わせて一番最高が300台というふうに規定しているようでございますけれども。そのダンプカーが通行に、毎日300台ですから大変ですけれど

も、そういうことによって危険な思いを沿線の住民の方々がされております。

また、以前から質疑等でお聞きしてまいりましたけれども、処理場の下方に住んでおられる、谷に、永谷の、その方々が土砂災害が起こらないかと、そういう危惧をされております。何にしても、これから最低２年間、毎日のように砂を持ってくるということで、危険な思い、それから、砂を積んでいった場合に谷の下流の方々の心配の問題。また、先ほど申しましたけれども、ほこり、どうも神野市場、宮橋を渡ってから、それから何まで、平成橋ですね、あれを毎日同じコースで走るんですけれども。やはりほこりというのは、宮橋から上がってきて、そして処理場に上がっていくその部分と、それから、おろして今度は東向いて走っていくんですけれども、少し軽くなったこともあって余計にほこりが心配されているようでありますけれども。その点について、町としてはその対策、それから、永谷川の下流にある福田の住民の方々には、この問題についての説明が必要であるかというふうに思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

次に、学校給食への町の支援についてお聞きいたします。

保育園児への給食が無料になって、保護者は大変感謝されています。しかし、小学校へ入学すると、今度は有料になります。町も財政上厳しいというふうに思いますが、紀美野町のスローガンである子供は町の宝という観点からも、また子育て中の若い方を町に呼び込むためにも、小学校における給食費への支援が必要ではないかというふうに思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

以上、４点よろしく願いいたします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、美濃君の質問に対する当局の答弁を求めます。

住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長（仲岡みち子君） おはようございます。

それでは、１番目の風力発電に関する御質問にお答えさせていただきます。

風車を設置する予定場所につきましては、風力発電事業で提出された方法書において、山の稜線に線を引いた状態で示されています。御質問の点で示していないことにつきましては、詳細な調査が進んでいないためでありまして、計画エリア内の風量や地盤調査が進めば、より正確な場所を点で示すことができると聞いてございます。

よって、環境アセスメントが進めば、点で示されていくことになります。

現時点においての環境アセスメントの進捗状況は、前回１２月議会において説明させていただいたときと全く変わりなく、進んでいないということを事業者を確認しています。

次に、風車の騒音に対して規制を設けてはということに関しましては、騒音については、騒音規制法において基準が設けられております。規制基準と地域指定については、知事が定めることになっております。紀美野町は第２種区域（Ⅱ）用途地域の定めのない市町村の地域ということになります。そうした指定に該当しますことから、排出基準数値については、昼間は６０デシベル以下、夜間は４５デシベル以下と定められています。また、風力発電設備は、その施設周辺の生活環境の保全上、支障を生ずるおそれがないと認められる場合は、この基準によらないことができるとされています。

これは、風力発電施設は、設置場所が狭く、広大な敷地を必要としないため、敷地境界に隣接する住居がないような場合、厳に敷地境界における基準を適用することは、再生可能エネルギーの推進を阻害することにつながってしまうと懸念されるからだと思えます。

さて、議員御質問の規制基準を、兵庫県は３５デシベルに下げさせているという件につきましては、基準値の考え方を示しているものでございます。騒音規制は、敷地境界線上で測定しますが、風力発電施設の特特殊性により、当該設備の影響を受ける地点で規制することとされ、この場合、敷地境界での騒音と風力発電設備による騒音が同時に発生する場合があります。その場合、仮に敷地境界の騒音が４５デシベルの場合、風力発電の騒音が１０デシベル以上小さくないと、合成音が環境基準の４５デシベルを超えてしまうため、風力発電の規制基準値を４５デシベルから１０デシベルを減じた３５デシベルとしているものであります。

この考え方につきましても、国から示されたものではありませんので、これから研究していく必要があると考えています。

もちろん、住民、町民の皆様の生活環境を守ることは最優先に考えなければなりません。和歌山県公害防止条例においては、風力発電施設の騒音規制が定められており、基準値に適合していない場合は、生活環境を保全するために必要な計画変更や改善措置が命ぜられることになっています。

今後は、事業者の動向を注視しながら、住民の意向を踏まえ、事業者と県に対して町としての意見を述べていきたいと考えてございます。

以上、簡単ですが風力発電についての答弁とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) それでは、私からは美濃良和議員の２点目の入札にかかわる不祥事に対する対応についての御質問にお答えいたします。

平成２７年１２月、当町の元職員が、入札参加業者の情報を元町議会議員に漏らしたとして書類送検され、不起訴処分となった事件がありました。町が発注した事業でこのような不正行為が行われ、当時、住民の皆さんに混乱と心配をおかけしたことは記憶に新しいところであります。

町は平成２８年２月９日に、講師を招き、「地方公務員の守秘義務」～職務で守らなければならない秘密～という内容で、職員全員と議員の皆様の参加をいただき、研修会を開催しました。また、職員の資質向上を図るため、積極的に研修を受ける環境も整えてまいりました。

しかし、公正な入札を妨害したとして、建設課長が逮捕されたという事件が再び発生いたしました。

まずは、職員の綱紀粛正や服務規律の再確認を促すとともに、早急に公務員倫理や入札事務の心得を全職員対象に職員研修を開催いたします。そして同じ過ちを繰り返さないよう職員一人一人が公務員としての自覚を持ち、法令を遵守し、職員全員が一丸となって再発防止と町民からの信頼回復に全力で取り組みます。

また、入札・契約制度検討委員会も既に立ち上げておりまして、入札が適正に執行されるよう、事務手続き等についても検討してまいります。

以上、２点目のお答えといたします。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 建設課主幹、森谷君。

(建設課主幹 森谷克美君 登壇)

○建設課主幹 (森谷克美君) 美濃議員の３番目の御質問にお答えします。

紀美野町建設残土処理場への搬入車両の増加に伴い、通行の危険性、搬入車両によるほこりや下流域の住民に対する影響はどうかとの御質問です。

現在、紀の川流域のたび重なる浸水害対策のため、岩出市頭首工の上流部及び紀の川

市麻生津地区において、堆積土砂のしゅんせつを行っております。

特に、岩出頭首工付近のしゅんせつ工事は、貴志川と紀の川の合流地点でもあるため、増水時における貴志川の水位の減少に大きな影響を与えるため、紀美野町にとっても大切な工事となっております。

そのほか、県が発注する河川改修工事や道路改良工事が紀美野町内各地で実施されております。その工事において処分することとなる土砂が紀美野町の処分場に搬入されているのが現状であります。

ほこりにつきましては、残土処分場周辺住民への影響が最小となるよう、現場からの持ち出し時や残土処理場からの退出時に、ダンプトラックのタイヤを清掃しております。また、周辺道路へは、散水車による散水を行うなど、随時対応を実施している状況となっております。

また、ダンプトラックの通行については、道路の狭小な区間においては最徐行するよう、先日、改めて和歌山河川国道事務所へ要望を行っております。

今後も住民の方が危険な思いをすることのないよう、定期的に河川国道事務所と連絡をとり、改善に努めてまいりますので、御理解・御協力のほどよろしくお願いします。

また、下流域への影響についてですが、現在のところは計画搬入量の半分程度の搬入量であるため、現時点での影響はないものと考えております。残土処理場が最終的に計画搬入量を達成したとき、流末の土どめ擁壁から、安定勾配でのり面を形成した後、のり面緑化を実施し、土羽部の安定に努めたいと考えております。

以上、簡単ではございますが答弁とさせていただきます。

(建設課主幹 森谷克美君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） 美濃議員の4つ目の質問、学校給食費への町の支援についてお答えさせていただきます。

昨年10月から、幼児教育・保育の無償化に伴い、町内のこども園や保育所では、給食費が無償化されました。

一方、町内小中学校では、小学生については1食250円から260円、中学生については1食300円で給食を実施しています。

学校給食法第11条によって、保護者の方は食材費のみを御負担いただき、それ以外

の経費を町が負担することとなっております。

紀美野町では、学校給食の米飯には紀美野町産のお米を使用し、また、月に一度、生石加工グループがつくった米みそを使い、旬の野菜を具材にした「きみのふるさとみそ汁」を提供しております。その他、生石加工グループがつくる梅みそ・柚みそ・塩こうじ・山椒みりん漬けや地場産の野菜を使用し、栄養バランスのとれた、紀美野町の特色ある給食を実施しております。

現在、給食費への支援としては、生活保護を受けている御家庭においては、生活保護費の中の教育扶助費に含まれるため負担はありませんし、また、生活保護を受けていない方でも、生活保護に準ずるほど経済的に困りの御家庭の児童生徒の保護者には、就学援助制度により給食費の御負担はいただいております。

一方、令和2年度当初予算では、約4,200万円の給食に係る費用が必要となっております。また、野上小学校の調理場も約40年を経過し、老朽化も目立ち始めております。

施設を含め総合的に学校給食を捉え、議員の提案いただいたことを含め、さまざまな角度から研究、検討を行い、計画的に整理してまいりたいと考えております。

以上、学校給食費への町の支援についての答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 以上で1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立をして、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) 今、課長さんからいろいろと答弁いただいたんですけれども、まず、この点に落としていくという問題について、課長さんの答弁は、詳細な調査が進んでいないからできないんだと、進めばできるということでございますけれども、何も同じですよ、新温泉町もそういうふうな状況になっていないと思います。でも、向こうは持ってるんですよ。ですから、我々としたら、それは確かに自然エネルギーというのは大事ですけども、だからといって、住民が困ることになってしまったらとんでもないことだと思うんですよ。もうお分かりのことと思います。というのは、以前から私、桐山議員も質問されておりましたけれども、1つには地質が悪いこの地域で、この施設がつくられたがために、大きな土砂災害の問題が起こってくる可能性が十分あるん

ですよね。

それから、もう一つ、健康被害の問題。これも深刻な問題で、余りしゃべってたら時間なくなってくるんですけども、実際、日高町でも、または海南市の下津町においても、もうとても住んでられないとか、そんな形で家を出ていかれる方もおられるし、また亡くなられた方がいてると。これは実際に人体の解剖をしていませんから、突き詰めてそういう結論にならんかったようですけども、そういうところでの亡くなられた方が、恐らく日頃の苦情が訴えられていることから、それしかないというふうに言われています。そういう点で、具体的につくられてしまっただけでは話になりませんから、そのことが事前にわかるようにポイントでもって、点でもって示すように要請されると。これはできないわけですか。それについてお聞きしたいと思います。

また、兵庫県は県独自でそういうふうな、課長の答弁のように、そういう基準にしたわけですね。35デシベルに。そういうふうなことで、紀美野町においても県のほうに要請して、そういうふうに住民が安心して寝れるという、これ最低限必要なことですよ、眠るということは。そういう点で要求するべきではないかと思いますが、お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 点で示せということなんですけども、現時点では環境アセスが進まないということで、地質等々が調査にも入れないということでございます。先ほども説明させていただいたとおり、環境アセスメントというのが進めば、点で示させていただくという、事業者の答えであります。

それと、兵庫県は、35デシベルに下げさせているということではなくて、先ほども説明させていただいたとおり、そうした隣接した境界に対してのことでありまして、法に基づいて実施しているということになります。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 点で落とすように業者に要望はできないんですか。それはできますよね。するように。そんなええかげんなことで、どこにできるんかわからんようなことでは、こっちも、町としても対応できない。住民の安心を守る、安全を守るという義務があるんですよ。町として固有の事務としてでもあると思うんですよ。そういうふうな面で、それは要求するべきだと思いますが、どうでしょうか。

それから、音の問題ですけれども、県が45デシベルでええわということではないのが兵庫県ですから、うちの町も和歌山県に対してそういう要望していく、そういうことが必要ではないかというふうに思うんですよ。大体、紀美野町の区長会のほうで署名をとられて、84%を超える方々がそういうふうに要望している以上はそういうふうな住民の安全・安心を守り、そして夜の安眠を守るという、そういう点からこれも要求するべきだと思いますが、その点について、もう一回聞きたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 点で示すことを要求すべきでないかということでございますけれども、紀美野町の場合というんか、海南エリア、紀の川エリアにつきましては、稜線をということでございますので、新温泉町のような住宅街に設置するということではありません。それで、地質学的に災害等起こるであろうという町のハザードマップ等確認した時点では、議員おっしゃるように危険が伴うということはもう了解している業者のほうの意見ではありますけれども。現時点においてそうした場合は、環境アセスの中で避けるべきではないかとか、そういった意見については審査委員会のほうで協議されてございます。それをもってするかしないかということから始まってくると思うんです。なので、点に落としていきますと、地域を限定されたり、いろいろなことがまた発生します。今のところは稜線に線を引いているという段階のほうが、そのほうが賢明ではないかと思ってございます。用地の事前取得等々聞いてございます。そうした地点を特定することによって、また違った意味でのいろんな被害というんか、出てくるように聞いてございます。

それと、兵庫県のようにデシベルを下げる、35デシベルに下げさせてはということでございますが、紀美野町もそういった場所に設置するようであれば、そういうことが国の基準でありますので、発生するかと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 何で要求できないんですか。要求したことあるんですか。この点についても。その辺についてはどうですか。

それから、音の問題についても、そういうふうに法律でそうなってるんだったら、やっていくと。そういうふうに具体的にしていけばいいんじゃないんですか。ここでも直近の民家というふうな形をとってるんじゃないかというふうに思いますけれども。兵庫のほ

うでは住居も病院も学校等も保全の対象となるということで、この35デシベルをあれしてるんですよね、基準にさせたんですね。その辺についてどうであるんか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 点について示せということなんですけども、それはもう当初から紀美野町として要求はしてございます。しかし、事業所として環境アセスが進まない限り点で示すことはできないということでございます。

それから、騒音規制につきましても、法に基づいて、そして実施していくことになると思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 要求して、要求どおりにならんのだしたら、そんなものは向こうがこちらに対して要望を聞かないという姿勢なんでしょう。よその町でやってうちの町でできない、新温泉町だって決して都市ではないですよ。普通の山であって、きてるんですよね。そういう点であつたら、要望を聞かすという強い姿勢が必要ではないかと思いますけれども、その辺についてもう一度お聞きしたいと思います。

それから、この法律といいながら、具体的に県のほうにはどういうふうな対応をしてるんですか。35で求めていくべきではないかというふうに思いますが、その辺はどうなっていますか。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 点につきましては、今後もそういったことで示せということは要求はします。しますけども、環境アセスが進まないということで、事業者が言ってございますので、その辺につきましては事業者をお願いしていく、示すように依頼していくこととなると思います。

それから、35デシベルに下げるということでございますけども、これも規制基準値ということで、敷地境界に隣接する住民がいないような場所というところに紀美野町が当たるか、そうしたところの設置の状況にもよりますので、とにかく騒音規制法に基づいて示していくということになります。兵庫県も同じです。35デシベルに、住宅街のこの法に基づいて下がっていくということになります。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 何にしても点に落とさせるということについては、強く向こうに、会社に対して言ってもらいたいと思うんですよ。でなければ、そんなもん許さないという。大体そんなものをうちが求めて呼んだもんでも何でもなくて、向こうがお金をもうけるためにやってることでしょう。それに対して住民が、できてからこんなところにつくられるんかと、そんなことになったらたまったもんじゃないですよ。住民の皆さん方の安全のためにも、ここは強く臨んでもらいたいと思います。

それから、この音の問題は、兵庫県と同じということでしたら、この35というふうなことにしてもよろしいんですね。お聞きしときたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 先ほどから何度も答弁させていただいてるんですが、計算上が35になるということでございますので、和歌山県もそういった状況であれば、35になるかと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えいたしたいと思いますが、強い姿勢で要望していけど、紀美野町としては当初にもう既に細かいことまで、町としては要望というよりも意見書を出しております。そんな中で、やはり一步進めるとか、そういうのではなしに、姿勢自体は変わっておりませんので、そのところを議員さんにいろいろ御理解いただいて、そして御解釈のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 点についてはそれでよろしいんですか。要望してくれるんですね。

音の問題については、町長さんは意見書にいろいろ書かれてますけども、はっきり言って町民は要らんですよ。この風力発電の施設を。そういうことはもう何かからお分かりやと思うんですよ。区長会の署名活動によって、あの結果を見て。そういうようなことの中で、そのいろんな基準、だから先ほど音についても、もしもできた場合に、安眠を守るということではっきりとさせると。先ほどから言われてるんですけども、兵庫県と同じなんだということは、この35というふうに基準がなってるということで理解してよろしいんですねということについて聞いてるんです。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 35デシベルということについて、もう一度ちょっと説明させていただきます。敷地境界の騒音が45デシベルの場合、風力発電の騒音が10デシベル以上小さくないと合成音が環境基準の45デシベルを超えてしまいます。そうしたことから風力発電の規制基準値を45デシベルから10デシベルを減じて35デシベルとしているものでございます。兵庫県が特別ということではございません。

それから、環境アセスメントが進めば点で示させていただくということになってくると思いますので、引き続きそういうことを申し伝えていきます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 休憩する。同じことを繰り返してんねんけども。

○11番（美濃良和君） そのアセスメントが済まな済まな言うけど、アセスメントは、そんなもん関係ないでしょう。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前 9時41分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時43分）

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 環境アセスメントをとというのは、どんな植物がある、どんな動物がある等々を調べていくんですよね。そのことがイコール点ということにならんというふうに思うんですよ。それは、もう一度検討してもらいたいと思います。これでやっても時間ばかりたちますので、ぜひもう一度検討願いたい。

それから、音の問題についてもいうことであるならば、35デシベルというふうなことに了解してもよろしいということにつながるというふうに思います。

もう次に行きます。

次に、入札に係る不祥事の問題でございますけれども、今までも講師呼んでの職員やら、私たち議員も呼んで研修を行ったと。それは私も記憶してあったというふうに思うんですが。あと、この問題でいろいろなことがあると言いながらも、ある程度、定期的

にでも、定期的というのはおかしいんですけど、この問題について職員の皆さん方にも理解してもらえるための、そういう研修会、委員会、何かわかりませんが、徹底するためのことは、今までもされてこなかったというところに問題が、もう出てしまったんですから、そういうことにつながってくるんじゃないかというふうに思いますけど、もう一度そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 確かに公務員倫理ということばかり研修というわけにまいりません。いろんな法に触れること、例えば、ハラスメントであるとか、そういうものもタイムリーに全体の職員を対象に、議員各位にも参加もいただき、研修はしておるところです。そして、全職員が、県に研修協議会というところがあるんですけど、そこにはいろんなメニューの研修がございまして、そして当然仕事なんですけど、それは出張なりで行っていただいて、研修を受けてきて、そして資質向上につながるように、うちもその環境を整えているところであります。ですから、資質向上のためにいろいろやっておるんですが、議員質問のとおり、さらに公務員としての根幹を、倫理とか、そういう形をさらに今後は力を入れて、うちの職員研修にも、いろんな方法とかそういうものも研究しつつ、ただ単に講師を呼んできて話をしてもらおうとかそういうものではなくて、さらに突き詰めて質の高い研修をするように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） お答えいただいたんですけども、よく言うところのコンプライアンスというんですか、今回も全てを守秘義務であるとか、いろんな形で囲ってしまうと、まさに町と住民との関係がおかしくなってくる。本来ならば秘密があつたらあかんのですよね。あつたらあかんのですけど、そういう法的なところにかかわるようなところについては、そういうふうに徹底したところが必要になるかと思います。

質の向上ということで、課長さんも今、答弁いただいたんですけども、もう少し具体的なところで答弁いただけたらというふうに思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 町長が、2月の17日に逮捕されて、そして19日の午前中に職員向けに訓示をしました。これは職員が寄ってという、こういう状態なので

寄ってするという事はしなかったんですが、文書で訓示をしております。職員の綱紀粛正及び服務規律の再確認ということで、全職員に訓示を行っております。その中で、全体の奉仕者としての公共の利益のために勤務する。職務の遂行には全力を挙げてこれに専念し、さらに勤務外にあってもみずからの行動が社会全体に与える影響の大きさと職務の大きさを再確認して、さらに綱紀粛正に努められたいという、職員向けに訓示をいたしております。

したがいまして、今はとにかく町民の信頼を裏切った結果となっておるんで、これを信頼回復のために職員全員が一丸となって回復に努めたい。そういう町長の強い気持ちを訓示として表しておりますんで、私たちもそれをしっかりと受けとめてやっていきたいと思っておりますんで、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 私も監査委員として、また監査のことも町長のほうから要望されているようでございますけれども。これについて、今後また頑張ってもらいたいと思っておりますけれども。今、課長さんのあったように、さらに綱紀粛正をして、それから町民から信頼回復のために、さらに頑張ってもらいたいと思っております。

次に、紀の川の砂の問題についてお聞きしたいと思います。

これが、いろいろとされているということでございますけれども、一つには要望として、あそこの支所の手前から文化センター横の処理場まで上がって捨てて、また帰ってくると。ですから、あの間は1日に600台の車が通る勘定ですね。往復、片道だけではなくて。ですから、相当にあそこの道路については頻繁に通っていくと。またそこで、一つには子供が、今後は何も、保育所の方々も来られるということで、相当あの道路については大変だと思うんです。

一つ、小学校の横のところで子供が、送ってくる方もおられるのか、車をとめて、そして子供が入っていくと。そこについては先生も安全を守ってるようでございますけれども。そこに大きな穴があいてしまったということで、埋められたということですが。これについても相当に、何遍も見なければ、いままた穴があきかかってますよね。そういうふうな形で、雨の日にはこの水を飛ばしたりするというふうなことも起こってくるかというふうに思います。

また、要望としては、これから狭い道ですから、下の現国道ですか、あそこを通ることによってタイヤが同じところを大体通っていくということで、そこにへこみができて、

それによって雨のときには水を飛ばしたり、そういうふうな問題も起こってきます。相当小まめに要望してもらおうということが必要ではないかというふうに思うんですよ。そういうことで、忙しいとは思いますがけれども、しかし、住民の方々のその辺の要望を的確につかんで、業者のほう、あるいは国交省とか、そののところへ要望してもらおうということが必要ではないかというふうに思います。

あと最後に、この2年余り済んだら、さらにあそこが砂でいっぱいになって、その時点でこの搬入がとまるということなんでございますけれども。最後に、今、言われましてけれども、のり面の緑化をして終わるんだと、こういうふうに言われましたよね。このところは、永谷側から、谷がだんだんと上へ上がってきてると思うんですけれども。下のほうで一部水を抜いてるんか知りませんが、その上からの水が、今後、どれだけ降るかわからない、そんな中で果たしてのり面の緑化で済むんかどうか。実際に、下流の方々は心配されてる、そういうことにあるんですよ。その方々がそのことについて了解してもらうための話し合いというのが必要ではないかというふうに思うんです。美里町時代にこの施設ができて、来てるんですけれども、基本的には、初めのほうは本当に低かったですから、住民の方々もそういうふうな声が上がらんかったというふうに思いますけれども。本来ならば、あの施設をつくって、その段階から徐々に、人も変わったり、住んでる方々も変わったりしてる中で、皆さん方に納得していただくという形で進めてくる必要があったかというふうに思います。今、一気に砂がふえてきたので、そういう心配の声が上がっていると思いますけれども、住民の方々に対してどのようにそのことを、心配してる方々に対して理解を求めるんか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課主幹、森谷君。

○建設課主幹（森谷克美君） 美濃議員の再質問にお答えします。

まず、保育所もできて、今後、あそこの上がっていく道が危険になるんじゃないかということですが、まず初めに、ダンプトラックは8時半まではとりあえず上のほうに上がっていない状況となっております。8時半以降にもし保育所を送迎される方がおられるということですので、その旨また残土搬入の事業所である河川国道事務所とか、県のほうへお伝えさせていただいて、送迎の方が見えられたら最徐行して停止していただくように要望したいと思っております。

それと、道の路面ということなんですけれども、どうしても荒れやすいということで、

随時、穴埋めも行ってはおるんですが。ちょっとイタチの追い駆けっこの状態で、あいては埋め、あいては埋めというのが現状でございます。国道の狭い部分につきましては、海南工事事務所、和歌山県のほうなんですけれども、要望させていただいて、舗装の、表層というんですか、表を打ちかえるか何か手続を、工事をしていただく話を調整しているところです。ただ、片側1車線もないような狭い道なので、通行どめ、日中は難しいので夜間の工事になるかどうかというところを、今、調整させていただいているところです。

あとは、最終的に、今、結構土が入ってきてますんで、仕上がった場合ののり面緑化ですとか、表面の水ですとか、そういうのが下流への影響はどうかということなんですけれども。現段では最終を見越しての説明が、ちょっとしにくいところがありますので、もう少し完成に近づいたところで、またどういう形で最終、あそこの最終的な用途というのがまだ検討されてませんので、ただ、舗装とかそういうものをしてしまうと、一気に水が走ってしまうということもあるかと思いますので、表面は舗装しないような何か利活用を検討した上で、その水の処理とかも含めまして計画が決まれば御説明させていただきたいと思います。

以上、御説明とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今申してるように、一つには狭いところで、穴ぼこができたりとか、そんな問題もあります。それから、初めにも申してるように、危険な思い、狭いということで、特に子供の問題で言うならば、今、特に子供が休みになってるということで、外へも出ていく子供もいるかというふうに思います。また、塾へ行く子もいるかと思いますが、大体、神野市場周辺のところの子供が、またお年寄りが心配なんですけれども。歩道がないんですね。当然狭いですから、本来ならば歩道があれば、非常にこのことは安心して通ってもらえるんですけども、その中で車とすれすれに通っていくという、そういう問題もあるかというふうに思います。その対策はどうなるのか。歩いてくる人が非常に威圧感を感じると、また、そういう何ていうんですか、狭い関係、そういうところに対してはどのように対応を考えておられるのか。聞いときたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課主幹、森谷君。

○建設課主幹（森谷克美君） 道路がどうしても狭いことに対する対応、歩道を含

め何かできるのかということなんですけれども。現在のところ、県にも確認はさせていただいたんですけれども、県道でもございますので、その区間の歩道設置とか、そういうところの対応は難しいということでお話をいただいております。今まで、紀美野町、特に旧美里町管内なんですけれども、幸か不幸か交通量がとても少なかった。老若男女問わず車道でも歩道でも使いやすい状況というのが続いていたんですけれども、国道である以上、大型車、小型車問わず、通行制限を設けていないので、大きいから通さないというところは今のところ難しいので、付近住民の方には御迷惑をおかけするんですけれども、ちょっと大型車には気をつけて、方向なりお願いしたいと、現段のところでは思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今の神野市場、一番通行が、それまでいろんなコースがくるんですけど、最後にはあそこのところに、1本で通ってしまうわけですよね。大体何キロぐらいで走ってるんですか。それで、安全対策が十分というふうになってるかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課主幹、森谷君。

○建設課主幹（森谷克美君） 速度を測定したわけではないので、実際何キロとは申し上げにくいんですけども、徐行または最徐行ということでお願いしておりますので、30キロ未満ぐらいでの走行をされてると認識しております。

先日、2月19日にも河川国道事務所の方に改めて最徐行の徹底をお願いして、各事業所のほうに連絡していただいておりますので、今後もまたそのような話があれば周知撤退を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 私ちょっとついて走ったんですけども、40キロで走ってました。このところを撤退していただきたいと思うんです。

それから、舗装といえば、宮橋、子供が宮橋を渡って学校へ上がっていくんですよ。その辺について、何ていうんですか、あそこ手前まで歩道があるんですよ。橋には歩道がないという状況になってるかというふうに思うんです。このことについて、やっぱりまだ2年間は最低走るといいますよね、ダンプが。そういうようなことから、

数少ない子供が犠牲に遭ってはならんというふうに思うんですけれども。その辺に対してどうであるかお聞きしたいと思います。

それから、先ほどから、最終的にはのり面の緑化とか、そういうふうな方向でというふうに答弁いただいたんですけれども。何にしてもどれが一番安全かということについて、住民の方々に示して、了解をとるということが必要ではないかというふうに思いますが、その辺についてもお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課主幹、森谷君。

○建設課主幹（森谷克美君） 新宮橋の舗装の件なんですけれども、ちょっと申しわけございません。把握してございませんので、また把握して対処することがあれば対処したいと思っております。

それと、先ほども申し上げたんですが、最終的な仕上げの件なんですけれども、跡地利用のことも含めて計画が確定した後、どういう形で事業、または水の対策、実施していくということが決まり次第改めてお知らせさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それについては、先ほどから何遍も申してるとおり、住民の方々に説明、どういうことになるのか、その辺のところを具体的に、やはりこんだけたくさん砂が入ってきてることに対して不安を感じてる方々いるんですから、その辺のところの説明をしていただくということについてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えいたしたいと思いますが、議員が御心配いただいておりますように、トラックが頻繁に来てると。ただ、和歌山県の河川国道事務所というところの工事に関して、今、来てるわけでございます。そんな中で、やはり交通障害とか、そうしたことが起これば、起こる前にお知らせいただきたいと。そうしますと、国道事務所のほうに逐次連絡し、そしてまたそれに対応してまいりますということで、前回の議会でも御質問に対してお答えしたとおりでございます。したがって、最近、見ていただいたとおり、国道370号、ここもちょっと荒れてきたというふうなこともありましたんで、これも県のほうで、そうしたことで舗装し直してくれたというふうなこともございます。やはり、公共工事のそうしたことでございますんで、協力しながら、しかしまた住民の生活に危害のないように私どもは考えております。

したがいまして、その都度、そうした問題についてはお知らせいただきたい。そして対処していきたい。そうした思いです。河川国道事務所も、そうした姿勢でありますので、どしどしと申し出ていただければと思います。

また、もう1点、埋立地、ここについての下流住民の説明をしたらどうだというお話でございますが、町のほうでは、やはり水量計算から始まって、そしてまた工事も行った、そうした中で安全を確認しながら、今、進めておるところでございます、この工事はまだ半ばでございます。そんな中で住民の方々に説明するよりも、ある程度、そうしたことが固まってきた段階において説明すべきじゃないかと。でないと、やはり混乱を招きます。そうしたことで、やはり町は町として安全対策をしながら、また規制を守りながらやってるということを御理解いただいて、一つ答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 説明をする機会というのは何遍あってもいいんですよ。現時点で不安のある方々に対して、おまんらの地をあんばいすらけえ心配要らないよって、そんなことにはならんと思うんですよ。やっぱり納得の行政ということで進めていかなきゃならんというふうに思いますけれども。そういう点で説明をする機会、それを持ってもらいたいと思うんですが、私は町長の答弁いただいたんですけども、その部分については納得いきませんので、もう一度願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 先ほども申し上げましたように、現段階においてではまだ半ばでございます、現段階の水量計算とか、そうしたものをしながら排水路を2本とったり、上下とったり、そうした対応をいたしておるところでございます。したがいまして、今、説明ということになりますと、ちょっと中途半端になるのかなというふうに思いますが。そうした中で、今後とも安全対策に力を入れながら、やはり我々は進めてまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今そういうふうに町長さんおっしゃるんでしたら、住民の方々にそのことについて、現状ではこうやと、今後、こういうことを住民の皆さん方に危険な思いはさせないと、きちんとした対応を考えてるという、そう何らかの形で住

民の方々にお示しする機会があってもいいんじゃないですか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 議員おっしゃられるように心配されてる方も一部あるというところでございます。一つその地域の区長さんに、いろいろそうした事情をお聞きし、そしてその上に立って、また再検討したい。そのように思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 区長さんと相談していただいてということでございましたので、そういうことを進めてもらいたいと思います。

次に、最後の学校給食の問題についてお聞きいたします。

いろいろとお金が必要になるんだということで、先ほどの答弁でしたら、給食施設を持ってる、老朽化の問題とか、いろんなことがあるんだということでございました。食材とか、その問題で地元のものを使っていたらということなんで、これは大変結構なことだと思うんですけども。

実際お金が要ることは、もう大変な状況であるかとは思いますが、その中でも何らかの支援をしていくということは、私はやっぱり保育所卒園して、小学校に入った途端にかなり負担がふえるということに対して、せっかくここまで町は若者対策、子供たちのためにということで頑張ってきたんですから、今、ここに来てもうひと踏ん張りして、それをまた若者対策になっていくということにつなげていただけたらというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

保育所、こども園のように消費税の引き上げ分が原資となって、結果的に給食費が無償化されたものとは、ちょっと原資の関係で切り離して考えるべきかなとは考えております。必ずしも学校給食の無償化というのが、移住に成果があるかどうかというのも、ちょっと現在のところわからない部分も多いかと思います。まず、安定的に財源を確保できるような方策というのを探る、研究するというのが大切かと考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 財源といえば、町の一般会計からということになってく

るかと思います。大変であるというふうに思うんですよ。町長にお聞きしたいんですけども、せっかく我が町は子育ての支援のいろんな施策をとってきてると、そういう町であるかというふうに思います。この時点で、給食へ、完全無償が無理でしたら、その町として背丈に合った支援というんですか、そんなことも今、考えるときではないかというふうに思うんですよ。もう一度お聞きしたいと思います。町長にお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えいたしたいと思いますが、議員おっしゃられるように、子供は宝と、また、子育て支援ということを掲げておる当町といたしましては、おっしゃることもわかります。しかし、現在でも四千何百万という、そうした費用を出費してるわけですよ。それにもう一つ、こうした給食代と。これは材料の原価代に当たると思うんですが、それもということでございますが、非常に費用がかさんでくる。そうしたこともあり、また、全体的に、先ほど申し上げたとおり施設もちょっと老朽化してる箇所も見えてきてるという中で、やはり総合的に、今後、検討させていただきたいなと。検討というよりも研究をまずし、そしてどういうふうな格好で取り組めるんか。また、取り組んだらいいんか。そこらのところを含めた上で検討していきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 町長さんのほうから、研究していただくと。子育て支援の町としての観点もあるかと思います。ぜひ、前向きな研究、検討をしていただきたいというふうに思います。これは要望として終わりたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって美濃議員の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。再開は10時30分からお願いします。

休 憩

（午前10時17分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、7番、西口 優君の一般質問を許可します。

（7番 西口 優君 登壇）

○7番（西口 優君） 改めまして、おはようございます。美濃議員からも同じような質問がありましたが、私も通告に従って質問したいと思います。

まず1点目です。官製談合について。

その1として、2月18日全員協議会で、町長が、今後の捜査等により、事実関係が確認され次第、厳正に対処していくとともに、信頼回復に向け、全職員一丸となって綱紀粛正に取り組んでまいりますと聞かせていただきましたが、厳正な対処とはどのようなことを指すのか。

官製談合についての2として、わかやま新報によると、「昨年10月の入札には、同社を含む10社が参加。工事は既に終了している。匿名で入札に不正があるという情報提供があり、両容疑者に任意で事情聴取を行った。井村容疑者は間違いありません。赤井容疑者は最低価格を教えてもらい、落札したことに間違いありませんと容疑を認めているという。」と、このように書かれていました。一連の流れを考えると、匿名で入札に不正があるという情報提供があったから事件が発覚したのであって、情報提供がなければ、引き続き事件が起こっていると推察するところですが、今後、役場のチェック体制をどのように考えていくのか。

2点目です。コロナウイルスについて。

県内でも感染者が出たことについて、役場内にもコロナウイルス対策本部が設けられています。連日、大きな事件として報じられています。人権の配慮がされているのかわかりにくい部分があります。自治体として、感染症の対応についてはどのように考えているのか。

3点目です。救急車の出動について。

コロナウイルスが全国的に発生し、いつどこで患者が出てくるのか、予想もつきません。医療従事者にも感染が及んでいます。1つの心配事として、町民に体調不良が出て、自分で運転していきにくいとき、その時点では病名がわかりません。救急隊員にうつしてもいけないと考えますが、救急車の手配はどうなるのか。

4点目です。防災無線で聞くとところによると、各種イベントがことごとく中止となっています。高齢社会ではできるだけ多くの人と話す機会を持つように奨励していますが、最近では、人混みに出ていかないように報道されています。コロナウイルスの終息が遅

くなった場合、孤立する高齢者がふえてくることになります。これから高齢者対策をどのように考えていくのか。

5点目です。道の駅について。

昨年9月議会でも聞きましたが、町の基本的な考えは、採算性を余り考えていないとのこと。私の考えは、原資が住民の税金である以上、次世代に負担を先送りするようなことは慎むべきだと思ってしまうのです。道の駅をつくることによる町の活性化と負担費用との兼ね合いをどのように考えているのか。また進捗状況はどうなっているのか。

6点目です。まちづくり課の実績と今後の方針について。

他の課は、対住民として業務内容がすぐに評価としてあらわれやすいと思われます。以前、現地体験会として、U・I・Jターン者の受け入れを行っていましたが、最近は余りそのような話を聞きません。現状はどのような活動を行っているのか。また、地域おこし協力隊の活動についてもどのようなことを行っているのか。

7点目です。有害駆除について。

町内至るところでイノシシの被害を聞くことがあります。ハンターと農業従事者が高齢化になり、耕作放棄地もふえています。以前、平成27年9月議会でも聞いたことがあったのですが、当時の産業課長は、最近、「イノシシ、シカ肉をペットフードに利用する動きも出てきており、総合的に検討していきたい。今後のイノシシの捕獲の肉については、再度研究させていただきたいと思ってございます。」と、このように答えていますが、捕獲肉の利用方法はどうなったのか。

8点目です。貴志川の土砂撤去について。

紀の川から大量の土砂が紀美野町に運ばれてきています。岩出市内において一級河川紀の川の河床が浅くなっている箇所があるため、大雨に伴う紀の川の水位の上昇が早くなっている状況を解消するためのものですが、町内でも堆積土砂によって河床が浅くなってきている気がします。まとまった雨が降ると、一部地域で警報が出ます。もう少し河床を下げたほうが安心です。貴志川の堆積土砂撤去にはどのような考えを持っているのか。

9点目です。バスの位置情報について。

バス停で待っていると、予定時刻のバスが通過してしまっているのかわからないから早くに待つ必要があるとのこと。今は技術的にバスがどこを走っているのか、位置情報を携帯で簡単に見ることができるといわれます。このようなバスの位置情報を提供する

ことはできないものか。

10点目です。外国人労働者の増加について。

最近、労働者の国際化といいますか、町内で働く外国人労働者がふえている気がします。町内に住所を有する外国人なら把握できると思いますが、職場だけが町内の場合の実態把握はどうなっているのか。

11点目です。ごみの出し方について。

広報によると、「ごみは所定の場所へ、収集日当日午前7時までに出してください。」とのこと。ある人に御指摘をいただきました。朝7時までに出してくださいということは、6時台に出すことになります。冬場だとまだ薄暗い時間です。収集業者の都合もあるのですが、行政サービスは住民が主体です。もう少し時間的に余裕のある方法がとれないものか。

以上です。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、西口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは、まず、西口議員1点目の「官製談合について」の「厳正な対処とはどのようなことを指すのか」ということについてお答えいたします。

現在、建設課長は検察庁に送られているところでありますので、今は検察庁の判断を注視しているところであります。その上で、町としての処分を科す必要があります。町としての建設課長の懲戒処分については、できるだけ早い時期に本人の聞き取りを行い、職員懲戒審査会で協議決定をし、町長に答申することになります。

なお、町長の諮問を受けて、2月20日に紀美野町職員の懲戒手続き及び効果に関する条例施行規則に基づく、紀美野町職員懲戒審査委員会を設置したところであります。

次に、西口議員9点目の「バスの位置情報について」の御質問にお答えいたします。

まず、大前提としまして、路線バスは決まった時刻よりも早く出発すること(早発)は許されません。仮に予定よりも早くバス停に到着したとしても、定刻となるのを待って出発します。コミュニティバスの運行業務を委託している大十バスも、その点は十二分に認識しておりますし、現状もそのように運行しているところです。したがって、

発車時刻より少しでも前にバス停に来ていただいていたならば、バスは通過していないことは確実でございます。

議員が御指摘されるように、バスの現在位置情報を利用者がスマートフォンや携帯電話等の端末で確認できるシステムがあれば、安心してバスを待つことができますし、また、技術的にも可能ではあります。

しかしながら、システムの導入に当たっては、GPSを活用したシステムの場合で、一例で申しますと、バス車両から位置情報を発信するための車載機、通信機等の初期費用やシステムの基本料、通信サービスの利用料等のランニング費用が必要になるかと思ひます。

また、当町のコミュニティバスの利用者は、高齢の方が多いということを考えますと、スマートフォンや携帯電話等によりそのような機能をどこまで活用いただけるかが不明であります。また、当町では、日常的に渋滞が起こり、時間帯や日によってバスの遅延が発生することもないため、現時点ではシステム導入の必要性が低いものと思ひれます。

しかしながら、バスの利便性の向上につながるものでありますので、システム等について調査や研究をしていきたいと考えております。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) 私のほうからは、西口議員の1番目の「官製談合について(2)」及び5番目の「道の駅について」の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の「官製談合について(2)」の御質問にお答えいたします。

現在、事件の詳細につきましては、町においても各報道機関が報道されている以上のことは情報が入っておりませんので、事実確認はできてございません。つきましては、報道機関の報道内容について町といたしましては述べることを御理解いただきたいと思います。

しかしながら、これまで入札結果の検証や入札制度そのものを振り返って調査、検証を行うといったようなことができていなかったことは事実でございます。

今後、公正・公平な入札が行われるために、監査委員にも監査を依頼はしておりますが、町としましては、現在の入札制度、入札結果の調査体制についての課題等の検証を行い、いかにすれば不正を防止することができるのか。紀美野町入札・契約制度検討委

員会等で、入札制度、入札結果の調査、検証などについて協議、検討を行ってまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、西口議員の5番目の「道の駅について」の御質問にお答えいたします。

道の駅とは、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興に寄与することを目的に、駐車場、トイレ、子育て応援施設などを無料で24時間利用できる道路利用者のための休憩機能、道路情報・地域の観光情報・緊急医療情報などを提供する道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、そして、文化教養施設・観光レクリエーション施設など、道の駅をきっかけに町と町とが手を結び、活力ある地域づくりをともに行うための地域の連携機能、この3つの機能をあわせ持つ休憩施設でございまして、これらの休憩施設が個性豊かなにぎわいのある空間となることにより、地域の核が形成され、活力ある地域づくりや道を介した地域連携の促進などの効果が期待されるものでございます。また、当町ではこの3つの機能に加えて、防災関係施設の整備も検討していく予定でございます。

議員御指摘のとおり、令和元年第3回定例会において、道の駅の3つの機能のうち、休憩機能及び情報発信機能については、道路利用者が無料で利用できる施設であるため一般的には採算性の関係がない施設であるといった旨の答弁をさせていただいたところでございます。

しかしながら、3つ目の地域の連携機能につきましては、一般的な道の駅では、農産物直売所などの販売施設を備えているところが多く、そのような施設につきましては、採算性を考慮して運営を行う必要があると認識してございます。

さて、議員の「道の駅をつくることによる町の活性化と負担費用との兼ね合いをどのように考えているのか」という御質問につきましては、道の駅の機能の1つとして、農産物直売所などの販売施設を整備する場合において、販売施設の採算性について検討するのはもちろんのこと、地元の特産品などを活用した活力ある地域づくりの促進や町内に点在する観光施設・宿泊施設・各種飲食店等への誘客促進など、道の駅単体ではなく町全体の活性化を図ることにより、道の駅の建設や運営に係る費用を上回る経済波及効果を生み出すことができるよう、候補地の選定や運営体制などについて十分な検討が必要であると認識してございます。

また、進捗状況はどうなっているのかという御質問につきましては、現在、候補地の選定作業中でございまして、道の駅建設の主たる目的である、まちの活性化を図るため、

構想段階で十分に審議を行い、事業を進める必要があると認識してございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦君） 私のほうからは、西口議員の２番目の御質問、「コロナウイルスについて」及び４番目の御質問、「高齢者対策について」お答えいたします。

初めに、２番目の御質問、「コロナウイルスについて」お答えします。

新型コロナウイルスは、全世界で感染者数が増加し続け、県内では２月１３日に感染者が認められたことに伴い、新型インフルエンザ等対策室から対策本部へ体制を切りかえ、感染拡大を防止するための対策を講じてまいりました。

具体的には、町が主催する不特定の人が参加するイベントについては、原則中止もしくは延期。また、公共施設の入り口に注意喚起ポスター、消毒液、マスクの設置。防災行政や各戸配布へのチラシにて、手洗いやマスクの着用を含むせきエチケットの徹底をお願いしてきたところであります。

また、政府の２月２５日の新型コロナウイルス感染対策の基本方針、さらには２月２７日には安倍首相が、全国の小中学校などへ臨時休校の要請をされたことにより、対策本部は、翌２８日に対策本部会議を開催しました。

対策本部では、町内の小中学校を３月２日から春休みまでの間、臨時休校にすることに決定いたしました。なお、学童保育やきみのこども園、神野保育所については、感染症予防の対策を強化し、通常どおり保育を行うこととしました。また、不特定の住民が利用する施設については、必要に応じて３月３１日まで閉鎖することを決定いたしました。

いずれも、この新型コロナウイルスの感染拡大を抑止するには、今が大変重要な時期であるとの認識のもと実施するものでございます。

なお、感染抑制には、町民の皆様一人一人の協力が必要です。引き続き、手洗いの徹底とせきエチケットの御協力、風邪などの症状がある場合は仕事を休み、外出を控えるとともに、高齢者や基礎疾患のある方は人混みの多いところを避けていただくなど、感

染予防に努めていただきますよう、引き続き周知啓発を行ってまいります。

また、感染者や中国に対する誹謗中傷や心ない書き込みがSNSなどで広がっています。医療関係機関の御家族が差別にあったとの報道もされています。

行政といたしましては、引き続き個人情報を守り、人権に配慮した対応を行ってまいります。町民の皆様にも、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながるこのないように、また、感染予防については正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いしたいと考えております。

以上、2つ目の御質問の答弁とさせていただきます。

続きまして、4つ目の御質問、「高齢者対策について」お答えします。

2つ目の御質問にも関連していますが、新型コロナウイルスは、既に国内の複数の地域から、いつ、どこで、誰から感染したかわからない感染例が報告されています。

このまま感染の拡大が急速に進むと、患者数の爆発的な増加、医療従事者への感染リスクの増大、医療提供の破綻が起これかねず、社会、経済活動の混乱なども深刻化するおそれがあります。

これからとるべき対策の最大の目標は、感染の拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生と死者を減らすことです。

高齢者や基礎疾患を有する方は、重症化しやすく、死亡例も確認されています。国は感染リスクを下げるために、人が集まる場所への外出自粛を推奨しており、町でも、町主催の行事の中止、施設の一部閉館など決定いたしました。

閉じこもりにつながるという懸念がありますが、町民の皆様には、今の時期はまず感染リスクを下げ、命を守ることを優先してほしいと考えております。

なお、ひとり暮らしの高齢者や障害のある方など要配慮者については、介護保険事業所、障害関係の事業所、区長や民生委員等関係者と連携を図りながら、見守りなど必要な支援を行ってまいります。

今後も、国、県の動向、感染状況を注視しながら、本町が高齢者が多いまちであるとの認識のもと、早め早めの対応を講じてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君）

消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長(家本 宏君) 私からは西口議員の3点目の御質問、「救急車の出動について」御答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、指定感染症に定められたことから、救急要請時に新型コロナウイルス感染症の患者、または37.5度以上の発熱と呼吸器症状があり、2週間以内に指定地域への渡航歴や居住歴がある、もしくは、そのような人との接触がある同感染症の感染が疑われる患者であるということが判明した場合、また、救急要請時に確認できなかった場合でも、現場到着時に確認できた場合は、直ちに保健所等に連絡し、対応を引き継ぐこととされています。

しかしながら、生命にかかわるような緊急性が高い症状を呈している場合や、保健所から搬送要請があった場合は、救急隊が医療機関へ搬送するという申し合わせを行っているところです。

このようなことから、常に保健所と連絡を密にするとともに、関連する救急業務に従事する場合は、感染防止衣上下、ゴーグル及びN95マスク並びにプラスチック手袋を着用し、標準予防策を徹底することとしています。

以上、答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) まちづくり課長、山本君。

(まちづくり課長 山本訓永君 登壇)

○まちづくり課長(山本訓永君) 私からは、西口議員6つ目の御質問、「まちづくり課の実績と今後の方針」についてお答えいたします。

まちづくり課では、住民の主体的な活動を引き出すような情報提供やさまざまな支援を進め、住民活動の担い手の育成を図るとともに、住民参画を推進し、住民と行政が一体となったまちづくりを進めております。

大きく分けて次の5つの事業を柱に業務をしております。

1つ目は、紀美野町まちづくり推進協議会による地域創生事業。2つ目は、地域まちづくり団体活動の支援事業。3つ目は、学校を核とした地域創生事業。4つ目は、移住・定住促進事業。5つ目に、農家民泊推進事業でございます。

議員御質問の、移住者の受け入れを行っている移住・定住推進事業と地域おこし協力隊の活動についてでございますが、まず、移住・定住推進事業では、NPO法人きみの

定住を支援する会と連携し、空き家を活用した移住支援を行っております。平成18年度から移住推進に取り組み、今年度は1月末までに5世帯6人の移住を支援し、累計78世帯148人の実績となっております。空き家の登録数も、空き家調査と所有者の協力を得て、現在56軒となっております。

活動内容に関しましては、移住相談会や現地体験会もNPOと連携し、数多く実施しております。

今年度現在の実績としましては、県外での相談会を12回、和歌山県で3回、町内での現地体験会を1回実施しております。ほかにも、空き家調査及び登録業務や移住支援に関する補助事業などを継続的に実施しています。

次に、地域おこし協力隊についてですが、平成21年度から導入し、現在まで12名を採用しております。

活動内容については、移住・定住推進、農家民泊推進、地域まちづくり団体の活動支援、学校を核とした地域創生業務にも携わっていただきましたが、今年度においては、小川地域のまちづくり活動の支援業務に1名、志賀野地域に1名、長谷毛原地域に1名、小中高大学校連携事業に2名の計5名の協力隊に活動していただいております。

小川地域の協力隊については、農産物直売所及び古民家風の森の運営支援や小川の冬まつりなどの地域イベントの開催支援を行っていただきました。

志賀野地域の協力隊については、主にブドウハゼや楮、トロロアオイの栽培普及や地域イベントの開催支援をしてもらっています。

長谷毛原地域の協力隊については、高野槇などの仏花の栽培加工販売や秋の里山まるごと体験など、地域イベントの開催支援を行っていただきました。

学校を核とした地域創生事業に係る協力隊については、子供たちが進学などで町外に出ても、将来、紀美野町に帰ってきてもらうためには、地元のことを知り、地元に誇りを持ってもらうことが大切だという考えから、和歌山大学の協力も得て、地域学習など、学校と地域とのつながりを支援しているところでございます。その手段としてICT教育に係る環境整備や授業提案を行い、今年度までに全小中学校に関連機器の導入サポートを行いました。

また、町内の学校の地域学習の支援を行うほか、実際に生徒と地域住民とが紀美野町について考えてもらう場として、本年度は、野上中学校、海南高校大成校舎、りら創造芸術高校による地域学習3校合同発表会を開催し、参加者や関係機関から好評をいただ

いたところでございます。

以上、現状と活動内容の説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(まちづくり課長 山本訓永君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長 (米田和弘君) 私からは、西口議員の御質問の7番目の「有害駆除について」、10番目の「外国人労働者の増加について」お答えさせていただきます。

まず、7番目の有害駆除についてですが、イノシシ、シカなどの有害鳥獣は、農産物被害のほかにも住民生活にとって大変深刻なものとなっており、町では捕獲の取り組みを強化するため、平成28年度より狩猟期間以外においてもイノシシやシカが捕獲できるよう、国や県、また町猟友会の皆さんと連携し、有害捕獲事業の期間を拡大し、被害防止に努め、毎年約900頭前後を捕獲しております。

現在、捕獲した鳥獣については、狩猟者の自家消費か廃棄のいずれかとなり、大半が廃棄・埋設処理され、有効資源として商用利用されることは少ない状況でございます。

そのような点からも、捕獲したイノシシやシカを資源として利活用することは、狩猟者の所得や意欲の向上、資源の有効な活用につながり、商品化され、特産品ともなれば、産業の創出や振興、地域おこしなど、町全体の活性化が期待されることになります。

和歌山県は、イノシシやシカを地域の貴重な食資源として位置づけ、「わかやまジビエ」として、レストラン等での利活用や観光振興に活かそうとした取り組みを展開しており、その流れを受け、町内の狩猟者の中にも、少数ですが事業者を通じ、一定数の商用流通がされていると伺っていますが、いずれの個体でも活用できるものではないため、積極的に進んでいないのが現状です。

町としては、効率的で適切な方策の研究を進めてまいりましたが、食肉として利用する際には、食品衛生法に基づいた処理施設で、捕獲から解体、出荷、消費に至るまで一貫した衛生管理対策が求められ、また、加工処理施設の運営につきましても、コストや販路の確保、衛生上の狩猟方法の徹底など、適切に運営していくためには、費用対効果の面で、既存の解体処理施設でも多くの課題があるようでございます。

なお、ペットフードへの活用についても、ペットフード安全法により、成分規格や製

造方法に関する基準が定められており、これを遵守する必要がございますので、どの個体でも活用できるものではございません。

今後も狩猟者、担い手の育成などの支援を行うとともに、有害捕獲事業を実施し、引き続き被害の防止に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上、有害捕獲についての答弁とさせていただきます。

続きまして、１０番目の「外国人労働者の増加について」お答えさせていただきます。

少子高齢化や一極集中化が進行する中、さまざまな産業分野において後継者の不在や担い手不足が深刻な課題となっており、地域経済を支える担い手として外国人の存在は一層重要性を増しております。

また、昨年４月に、外国人労働者受け入れを拡大する出入国管理法が改定され、統計資料では、外国人労働者数が急激に増加しております。

さて、平成１９年に外国人を雇用している全ての事業者が、外国人労働者数及びその他統計情報を厚生労働大臣へ届け出ることが義務化され、毎年、厚生労働省より外国人雇用状況の届け出状況として発表されております。その中で、令和元年１０月末には、外国人労働者が約１６６万人と過去最高を更新し、和歌山県内でも同様の結果となりました。和歌山県労働局によりますと、管内、令和元年１０月末の外国人労働者数は７２６事業所で２，８０９人、うち海南公共職業安定所では３９事業所で１５４人と伺っております。

議員御質問の「職場だけが町内の場合の実態把握はどうなっているのか」についてですが、外国人雇用状況の届け出は、事業所ごとであるため、市町村単位での把握はできないとのことであり、また、役場や商工会におきまして、外国人労働者に関する統計データがございませんので、住民基本台帳データでの回答をさせていただきたいと存じます。

町内の外国人の住基台帳人口は、平成３０年３月末では２１人、平成３１年３月末では２０人、令和２年２月末では３２人と増加傾向にあります。

以上、「外国人労働者の増加について」の答弁とさせていただきます。

（産業課長 米田和弘君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 建設課主幹、森谷君。

（建設課主幹 森谷克美君 登壇）

○建設課主幹（森谷克美君）

西口議員の８番目の御質疑にお答えします。

貴志川の堆積土砂撤去にはどのような考え方を持っているのかとの御質疑です。

貴志川の管理につきましては、紀の川市の諸井橋から上流が県管理河川となっており、県の平成２９年３月に策定された紀の川水系貴志川圏域河川整備計画において、２０年後を目途として、河川整備が進められているところです。また、町から県への単独事業要望として、貴志川や真国川などの河川のしゅんせつについて、随時要望を行っている状況です。

河川整備の性質上、どうしても下流域からの施工となるため、海南市原野地区から上流へ、順次、事業が実施されることとなっております。

下流域の整備が進めば、上流域の流れもよくなり、紀美野町内の河川整備も実施されれば、段階的に浸水害の解消につながっていくものと考えております。

以上、簡単ではございますが、貴志川の堆積土砂撤去の考え方についての答弁とさせていただきます。

（建設課主幹 森谷克美君 降壇）

○議長（伊都堅仁君）

住民課長、仲岡君。

（住民課長 仲岡みち子君 登壇）

○住民課長（仲岡みち子君）

それでは、西口議員の１１番目、「ごみの出し方について」の御質問にお答えいたします。

紀美野町内のごみ収集につきましては、収集日の当日午前７時までに、各地域の集積場所へごみ出しをしていただくこととしてございます。

収集日につきましては、ごみの種類別に、各地区で曜日を設け、収集しているところです。

また、収集したごみは、紀の川市にある紀の海クリーンセンターに搬入し、処理をしてございます。

ごみ出しの当日の午前７時までというルールを決めている件につきましては、町内環境の美化を図るためと収集運搬の安定的な運行のためでございます。

収集運搬業務は、午前７時から始めることとしています。当日のごみの量にもよりますが、午前８時に収集する地域もあれば、午前１１時ごろになる地域もあります。ごみの収集漏れをなくすためにも、午前７時までにごみ出しをしていただくことを皆様をお願いしているものでございます。

町といたしましては、ごみが屋外に置かれている状態をできる限り少なくすることに努め、できれば午前中に出されたごみを全て収集し、町内の美化環境を保ちたいと考えています。

朝早くごみを出しをするということは、季節によってはつらいときもありますが、町民の皆様に御理解をいただき、御協力をお願いしているところでございます。

なお、地域によっては、各自の判断でごみの収集車が来る時間まで待機していただき、そのときに出される方もあると聞いてございます。ごみの収集漏れをなくすために、原則午前7時までに出していただくルールとしているところでございます。

以上、簡単ではございますが、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立をして、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） まず1点目の再質問です。まず1点目の1として、検察庁の判断待ちという、わからんことはないんですが、とりあえずこれ、建設課長1人だけの責任かいなとこういうふうに思ってしまうわけ。これだけの大きな問題でありながら、その個人1人の責任で済んでしまうのかなと、そういうふうな疑問を持ってしまいます。

それと、業者に対する厳正な対処というのが、答弁にはありませんでした。だから、それはやっぱり、もちろん建設課長に対しての厳正な対処というのはもちろんですが、その業者に対する厳正な対処という部分も、重ねてどういうふうに感じてるのか。尋ねたいと思います。

それと、1点目の2の中で、これ自分とこから事件がはっきりそういうふうな、こうなりましたという発覚したわけじゃなくて、匿名の情報提供があったから発覚したという。だけど、それでは、役場のチェック体制というのは、もしそれがなかったら、何にもなかったというふうになってしまう。だからやっぱりそのチェック体制が不備であることは間違いない。だけど、それとそういうふうな情報提供がなくても、やっぱり役場内でチェックできる体制というのがなければいけないと思ってるんですよ。

それと、普通は入札して、落札がこの業者に決まりましたという、そうしたときに発注するまでに、それぞれの部署で決裁印が押されていて発注することだと思うんですよ。

詳しいことはわかりませんが、ただ、そういうふうになったら、まず、それぞれの部署で、発注するに当たって決裁印が押されていると思うんですが、そういうふうな体制というのはどういうふうになってますかね。それぞれ決裁印を押すに当たっては、考えがあらうかと思うんですよ。ただ単に判こを押します。発注しますというときに決裁印を押すに当たっても、普通はそれぞれ判を押すときにはチェックが入って押すんじゃないかなと思うんですよ。だから、そういう部分の体制というのは、どういうふうにされてるのかなと。判こを押す限りはそれなりの責任を持って判こを押してると思うんですけど、そういうふうな体制というのは、今現在、役場の中で仕組みはどうなってますかね。

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） まず1つ目、官製談合の関係で、職員に対する処分については、先ほど課長から答弁して、業者に対する厳正な対処ということの問い合わせであったと思いますので、この点についてまずお答えいたします。

町には業者が不祥事とか起こした場合に、指名停止措置というような要綱を設けております。委員会では、2月の20日に委員会を開催いたしまして、業者に対する指名停止措置を決定いたしました。それについては、要綱における最長期間である、逮捕された日から12カ月間を指名停止するということの処分をいたしてございます。

次に、チェック体制についての質問でございまして、議員言われるようにチェック体制が万全であったとはちょっと申し上げることができないと、我々は考えております。先ほど総務課長が、これを受けて今後どうしていくかということで、入札制度検討委員会というのを立ち上げて、これは役場の中でもしっかりと検討していくということも申して、答弁としてお答えしております。1つは、監査委員さんにもお願いしてるということもあるんですが、役場の中でも我々職員としてもしっかりと研修をしていって、今後の対応を検討していくということの中で、これにつきましても、去る2月の27日に1回目の委員会を開催してございます。委員会では、入札前の状況であるとか、入札後の状況とかということの、現在のやってきてる状況を委員で確認した上で、どこに問題があったかとかということも事実確認をして、今後どうしていけばこういったことが起こらないようになるかということ、さらに検討、協議していきましょうということで、1回目の会議は終わってございます。この会議で、できるだけ早い時期に入札前の対応、そして入札が終わってからのチェック、検証ということも含めて最終的な判断、今後、

進めていく方向性を出していきたい。このように考えてございます。

それと、決裁の関係のお問い合わせもございました。議案者が提案して、それを各課内で供覧していったって、皆様、確認していただいて、そして最終的には必要に応じて町長に決裁をいただくということで、各それぞれがその書類を確認した上で確認印を押していったのは実情でございますが、中身の全てにおいてまでなかなかチェックする、確認するというのは、これは難しい、できない部分もございます。しかしながら、その書類を見せていただいて、書類の中で不備があるとか、例えば、誤字もあるかもわかりませんし、計算もあるかもわかりません。その書類を見た上で、その上での確認はしっかりとして、最終の町長の決裁に至ってるというのは実情でございます。しかしながら、その中身の全てにおいてまでなかなかその決裁で把握するということは、難しいということだけ申し添えておきます。

以上、答弁いたします。よろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 決裁印を押すときに確認を余りしていないというような答弁だったと思うんですけど。だけど、あくまでも印鑑をつくということでは、書類が回ってきたから印鑑をつくって、それやったらあんまり意味がないというふうに思う。それぞれ、例えば普通、日常生活の中でも、判こをつくときは、それなりの責任が伴うという、誰でも責任が伴うから判こをついてる。それを覚悟してついているわけですね。だけど、そういう部分を余り書類に目を通してる部分が少ないというんでは、そのチェック体制が働きにくい。誰が考えてでも、その回ってきた書類に目を通して、それぞれ決裁印を押してると、こういうふうに当然、私らは理解してるんですけど。本来、そういうところでチェックができなかったら、判この意味がないとそういうふうに思うんですよ。だから、本来はやっぱり決裁印を押すときに、もっとチェックが徹底されてれば、こういう問題が起こりにくいんじゃないかなと。そういう部分でちょっと疑問に思うので、その辺の考え方、こんなんでいいんかいなと思ってしまうわけよ。だから、その辺の考え方を今後改めるにしてもやで、何とかしてもらわんことには、ただ書類が回ってきて判こ押してくれてと、そんな形の、一応、行事的な形のもんではいけないと思うんですが。その辺の考えをもう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 再度お答え申し上げます。

今、議員言われたように、確認はしていないとは私は申し上げてございません。起案文書の中で、回ってきた書類の中で確認、チェックできることはしっかりと、それは中を見せていただいて、例えば、金銭的な間違いがないとか、いろんなことの確認は、その書類上ではそれぞれしっかりしておるんですが。全てにおいてっていうのかな。中身の奥のところまでの確認というのか、なかなかそれは担当者でなければわかりにくい部分もございますので、全てチェックできているかといえ、それは全てできるとまではよう申し上げることはできませんけれども、確認、チェックできる事柄については、しっかりそれぞれ確認しているというのは実情でございます。

それと、入札結果の後の話なんですが、これは通常の決裁とは別に考えておりまして、先ほど申し上げましたように、入札制度検討委員会というものがございますので、そこではしっかりと、今後は入札結果、入札の後の書類のチェックとか、確認とかというのは、今後はしていきたいというふうに、今、協議しているところでございますので、それは少し分けて考えていきたい、このように思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 確認をしているという、よくわかりにくかったけど。本来は回ってくる書類には、最低制限価格何とかという部分なんかもついてないという、ただ単に落札した額がこういうことですよということだけに理解していいのかなと。本来は最低制限価格がここにあって、これと類似してるというんであったら、目を通す何人かのところで、目を通したときにチェックが入るかなと思うんですけど。その辺の部分が抜きになってるのかな。私もその中身がよくわかってないんで。やけど、普通に考えたら、それこそ確認して判こを押してりゃあ、それなりの決裁印を押してるときにチェックが入ってしかるべきかなと、そういうふうに思ってたんですけどね。そういう部分が入ってないのかな。よく、今の説明では意味が通じにくい。だからもうちょっとわかりやすく説明を願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 再度御答弁申し上げます。

確認はしてないことはないんですが、議員言われるように100%のチェックまではできてなかったというのは実態でございます。実際のところ、今おっしゃられたように、入札結果についての決裁も回ってきますが、そこについてはそれぞれ確認はしておりま

すけれども、100%の確認ができてなかったというのは事実でございますので、それは我々としたら反省しているところでございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 今後、このようなことが起こらないように、再度の、もっと厳正なチェックというのを求めたいと思います。

2点目行きます。県内でウイルスが出てるといふ。その対策本部は設けてる。だけど、私このテレビ見てても、全くそのテレビが的を射てるのやらどうやらって、実際、国のほうでも頼りないことを言うてるから、自治体でどうせえと言うてもなかなか難しいのは事実だと思うんですけど。紀美野町内で、コロナウイルス、多分影響というのはすごく大きいと思うんですよ。影響がどのぐらいの影響ということを把握して、それに対してこういうふうに対処しますと。こういうんでないと、影響の把握がまずできなかったら対処のしようがないと思う。特に今回のことについては、幅が広過ぎて、現実問題として景気対策も影響してくるかもわからんしって、それこそ子供を持ってる親の対策も変わってくるかもわからない。だけど、何らかの影響の把握をしてなかったら、それによって対策がとりにくい。だから、こういう部分で紀美野町内ではこんな影響が出ます。だから、それに対してはこういうふうな対策をとりますという、これでないと話が前へ進まないと思うんですよ。だから、その辺の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 西口議員の再質問にお答えします。

現在、新型コロナウイルスを含む新型インフルエンザ等の対策については、行動計画というものをつくらせてもらって、こういう場合にこう対応するというようなマニュアルというんですか、ものをつくってございます。そのときに、被害想定も含めてやってるんですが、新型コロナウイルスの致死率であるとか、そんなあたりってまだちょっと不特定な部分もあるんですけれども、死亡率については2%から3%台という報道もあるんですが、そのあたりを含めてこのマニュアルに沿ってどのように対応したらいいかというところを、対策本部のほうで確認して、各課の動きであるとか、そのあたりの行動、いつのタイミングで周知していくであるとか、国や県からの要望に応じてこう対応するとか、そのあたりの計画がありますので、それに基づいて適正に行動していきたいと考えております。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 実際問題として、町内という、患者が出てないから漠然とした形になろうかと思うんですけど。いざというときは、国、県に仰ぐという、指導を仰ぐという形になろうかと。これしかほかに方法はないんですかね。今のところどうというても前へ進まないような話なんですけど。その辺の確認だけもう一度お願いします。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 西口議員の再質問にお答えします。

この感染対策については、専門的な知識も必要になりますので、県の指導を仰ぎながら対策を講じていかなければならないと考えております。そのあたりについては、もちろん県内の感染期については、慢性期であるとか、感染期とか、それぞれの時期に応じた行動を行う必要があるんですが、そのあたりについては海南保健所が窓口になっておりますので、感染状況であるとか国の動きに応じて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 3点目です。まず、救急車の手配という中で、現実問題として救急車がそういうふうに呼ばれたときに、これは電話だけの対応で、風邪引きやら、それこそウイルスやらという、病院へ行って初めてその病名がつく、そうしたときには救急車の要請があった時点では、病名が何やら全くわからない中で、救急車の要請を受けるわけですね。そうしたときに、最初から防護服みたいなもんを着ていくもんやらどうやらという、その防護服にも数に限りがあるやろうし。そうして、和歌山県民でありながら、この和歌山県で出た患者が医大に行ってるやら日赤に行ってるやら、それすらもわからないという、現実問題としては全く、それこそ個人情報もあろうかと思うんですけど。どこの病院へ入院しちゃうとかということすらも、今のところ全く外部にはわかりません。そうした中で、救急車の要請があった時点では、どこへ搬送されるもんやら、また実際に病名が決まってない状態の中で、防護服みたいな形のもんを着て、実際に防護服のようなもんを着て患者を救急車が迎えにいったもんやら。現実問題としてそういうことあるんですかね。例えば、もしそういうふうな形で、隣近所にもしそういうふうには救急車が来たら、それこそ周りもびっくりしてしまうし、現実問題としてはど

こまでの対応がされてんのやら、全くはたからは見えないもんなんですけど。現実はどうなってますかね。

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 今、議員から何点か御質問いただいたのですが。まず最初、現実問題という部分から答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症という部分だけが、今、クローズアップされておるんですが、我々救急活動をする上においては、感染防止というのは、これは細心の注意を払って、通常の活動においてもしているところです。そういったことからすれば、この新型コロナウイルス感染症に対する対応、先ほどもゴーグル、感染防止衣上下、またN95マスク、プラスチック手袋という話させてもらったんですが。通常の救急活動でも感染防止衣、着用してます。マスクは、このN95という気密性まではいきませんが、通常のマスクもやってます。プラスチック手袋もやってます。ただ、違うところというのは、ゴーグルと、下のズボンをはくかどうかという、この違いだけです。通常の業務とそう大きく変わりはないような、一応、感染防止対策で対応させていただくことになっておる。これは国の指導に基づいての対応でございます。

それと、通報時においてわからへんやないかという点に関してなんですが。指令センターのほうへ119番通報が入った場合に、いろいろと聴取事項ございます。例えば、発熱がありますかとか。あるいは、呼吸器症状がありますかとか、消化器症状がありますかとか。そういったある一定のいろんな情報を収集しまして、一定要件下に該当すれば、指令センターのほうから出場隊のほうへ、先ほど言った疑いではないですが、ちょっと気いつけやなあかんでという情報が入ってくるシステムになってまして、その情報があれば、先ほど言ったような通常の感染防止に加えて、感染防止策を施した上で現場へ出動するという対応をする取り決めをしております。

それと、どこへ搬送してるんかわからんという点に関してなんですが。指定感染症というレッテルを張られた方に関しては、医療圏ごとにどこの病院へ収容するという取り決めはされてます。しかしながら、限られた病床数でありますので、こういった方々がどれだけ発生するかという、わからん今の状況下においては、一応、保健所に連絡をして、どこの病院へ収容するかというのを全て保健所の指示に従って対応することとされておりますので、私らもそれこそ保健所の指示に基づいての対応になりますんで、今どこにどういった方が搬送されてるのかというあたりに関しては、ちょっとわかりま

せんし、今現在、紀美野町管内に関しましては、あらゆる可能性を含めてこういった方というのは、今のところ要請いただいてないといったような状況でございますので、一応、御理解を賜りたいと、このように思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） この際、聞いておきたいと思います。ゴーグルをして手袋をしてという、ズボンをはいて。だけど、テレビなんかで見ると、医療従事者が感染してると。多分、それぞれの人がそういうふうやって、患者に対してもわかってる、陽性の患者に対して対応してる中で感染してるというふう考えたときに、救急隊員のその防護服で、その感染が防止されると考えてますか。

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） その点に関しましては、100%というのは、これはなかろうかと思うんですが。しかしながら、総務省、消防署初め国からの指示に基づいた対応、これが絶対的な今の対応ではないかというふうに考えてます。

1点、常々職員にも伝達しておるんですが、救急活動の終了後、離脱するときに特に注意をしなければならないというふうに考えてます。今はマスクやってますけども、このマスクの外側というのは菌がいっぱいついてるわけですよね。とるときにこの外側をつかんでとった、あとまたいろいろさわってしまう。菌をばらまく。こういった悪い連鎖が起こってしまうというようなことも考えられますので、そういった感染防止に関しては、対策を講じてから離脱するまで、細心の注意を払って対応するようにという指示も常々職員にはしているところで、絶対的というのはありませんが、最大限の配慮のもとに、そういった可能性があるんだということを常に念頭に置いた活動に努めるというようなあたりで御理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 4点目です。このコロナウイルスというの、いつまでという期限がないという中で対処しなきゃいけない。これ、非常に難しい問題ですけど。これからの、現実問題として紀美野町は高齢社会になってきてる。そういった中で、各種イベントとか、そういうもんがことごとく廃止されてます。やまってるという中で、お年寄りが孤立していくという。だんだん孤立していくと、それこそ別の問題が起こってくる、痴呆症なり何なりという問題が起こってくると思うんですよ。そういうふうな対

策を何らかしなかったら、話し相手が減ってるわけですね。そんなん考えたときに、これを何とかしなきゃいけないと思うんですけど。この点についてはどう考えてますか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 西口議員の再質問にお答えします。

高齢者が外へ出ていくことが少なくなってきた、なかなかコミュニケーションがとりにくいとか、話す機会が少なくなるというところの中で懸念されてるかと思うんですけども。一番最初の答弁にも述べさせてもらったんですが、今は感染リスクを下げるというところを徹底していただきたいと考えております。最優先に考えていただきたいと思います。また、ひとり暮らしの高齢者とか障害者についても、介護保険事業所、それから障害の事業所であるとか、民生委員さんと連携して、見守りはきっちり見ていきたいと、その人の状況であるとか、そのあたりを確認したいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） そんなところかなと思います。

5点目です。道の駅について尋ねたいと思います。駐車場とかトイレを24時間利用できるという、農産物の採算性も考えていくという。それはそれでいいんですけども、そこまでの話が計画できてるんであったら、ある程度は進捗状況というのは、当然、最初どこの地域とかというのを、そのための予算が組んでたと思います。だから、それなりに話が進んでいってるんじゃないかなと。ただ、現実問題として採算性とかというふうな部分に、余りにも大きな問題があると大変ですから、その辺の考えを尋ねたいと思います。

それと、全国的に道の駅というのは、採算性が非常に悪い。必ず自治体が面倒見てるというふうに考えると、かなりやっぱり、これから少子高齢化という中で、少ない子供が負の財産を背負っていかなくちゃいけないという部分に、非常に危惧するわけですね。だから、その辺を採算がとれるという前提でやってでもなかなかいかないというふうにいる中で、採算を余り考えてないと最初から言われてしまえば、ちょっとそれでいいんかいなと思ってしまうわけよ。だから、ある程度のめどが立ててなきゃ、次、子供がどんどん減ってる中で、次の世代はもうそれを大変や、所持するのは。一旦スタートすると、絶対継続しなきゃいけない。そんなん考えたときに、それでいいんかいなと思ってしまうわけですね。だから、もう少し採算性ということについての重要度を上げて

らわなかったら、素直に賛成しにくい。その辺の考えを聞かせてもらいたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の道の駅についての御意見について答弁をさせていただきますと思いますが、先ほど課長からの説明にもございました。ただ単に道の駅というのは、物産販売所だけではない。そうした中で、やはりそれぞれの分野の働きを持ったのが道の駅でございます。ただ、この物産販売云々につきましては、やはり今後の運営等々を重視しながら、採算性も入れ、そしてまた町内の観光も含め、物産の農産物、それから商工業、そうしたもろもろのこの町内の活性化の1つを取り上げながら、やはりこの採算性も入れてやっていかなければならんと。したがって、今後、十分そうした運営面まで、いろいろ検討しながら進めていきたい。そうした思いでございます。

そこで、先ほど課長のほうから説明がございましたように、今後、十分検討し、そして進めていきたい。そうしたことで申し上げたところでございますので、一つ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 活性化を考えて道の駅をつくるという。それはもちろんわかりますけど、道の駅をつくれれば活性化になるという部分の説明がいまいまいちわかりにくいんですよ。確かに道の駅をやったら、活性化になるかもしれないけど、やれば活性化になるという前提というのは、何を根拠に道の駅をすれば活性化になると、根拠が全く伝わってこない。確かにどんな店でもできればそこに人が寄る、そうしてその人の流れができるから、少しは活性化になるかもしれない。だけど、オープンすると、必ず活性化になりますというふうな部分が、余り見えてこないんですわ。だから、オープンしたからってどういう形で活性化になるんよって、人が寄ることによって、人の流れができれば活性化になる。だけど、ただ店があったから、その店がはやってこそ活性化になるわけですよ。だから、その部分が、抜きにしてただ道の駅をつくれれば活性化になるというふうな、そういう固定した考えは、ちょっと疑問に思うんですよ。だから、その辺の考えを再度尋ねたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の御質問にお答えいたしたいと思いますが、でき

たからすぐ活性化なる。そんなもんじゃございません。やはり、1つの拠点ということで、先ほどからも申し上げておるところでございます。なぜかといいますと、観光案内を初め、商工業の商品の案内とか、全ての面がその1つの拠点になると。だから、他所、または他県から来られると、そこへ来られたら宿泊所の関係も、また観光案内も、そしてこの町内の道路案内、そしてまた、こういう物産、産品がございますよということから、やはりこの紀美野町の顔として活動していきたい。その中で、やはりこの町の活性化の一因として、これから必要であろうというふうに考えておりますので。ただ、できたから活性化なるよと、そんな甘い考えじゃございません。といいますのは、議員御承知のとおり、今あちこちで道の駅がたくさんあります。その中でも、栄えてるところと、またちょっともう栄えてないところ、極端なこともありますので、今後、やっぱりそうした運営面も含めて、十分検討して進めてまいりたい、そのように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 道の駅を拠点として考える。確かにそういう解釈なら、本来この役場というのは、拠点としてあるべきなんですよ。役場の中には、役場へ来れば、観光案内にしても、いろんなことを全部紹介してる。それが普通は役場が当然そういうふうな拠点としてあってしかるべき。道の駅がなくても役場はそういうふうなことをしてるはずですよ。ところが、道の駅がなければ、道の駅ができたら、今の役場の倍以上の情報発信ができるかということ、そうとは限らない。役場の中でさえ余りそういうふうな活動が目に見えてこない。そんなん考えたときに、その拠点というのは、本来、この役場自身がそういうふうな拠点になっててしかるべきかなと思うんですよ。道の駅に限らず、本来は役場というのは、産業課もあり、いろんな課がある。まちづくり課もあって、そして役場へ来てくれば、必ずいろんなことが聞かせてもらえる。そういうふうな拠点として、本来は役場は存在してるはずですよ。そんなん考えたら、道の駅が新しくできたことによって、その拠点が倍増するとかということは、ありにくいんじゃないかな。そういうふう思うんで。

やっぱり採算性というのは、それは確かに採算を乗せようと思っても乗らないのが採算性でしょう。だから、その時点で、最初から採算性を考えなかったら、もっと乗らないんじゃないかと、こういうふう考えるのはよくないのかもわからんけど。だけど、

そういうふうに1つの考えの中にはあります。だから、やっぱりその辺の考えをもうちょっと、紀美野町の役場がこれだけ情報発信してる、その役場だけでは情報発信が足りないから道の駅をつくって、まだまだ発信するんやって、これならわかるねんけど。そういう部分がちょっと伝わってこないんですが。その辺の考えをもう一度聞かせてください。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の御質問にお答えいたします。

役場があるから、そういう情報発信はもう全てしてるんだと。こういうお考えであろうかと思いますが、そうではございません。やはり行政は行政、そして民間になるかどうかわかりませんが、そうした販売所なり何なりが道の駅を経営していくとか、そうしたことを、やはり外郭団体として捉まえて、行政とはやはり十分連携をとりながらやっていく、そうしたことを考えております。

したがいまして、役場へ来たら、もう観光案内から何からやってるやないかと、宿泊所の案内までやってるやないかと、そんなもんじゃございませんので、そのところを御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 7点目です。有害駆除について尋ねたいと思います。

平成27年の議会で聞いて、前課長が答えたことなんですけども。あれからかなりの年数がたって、それでいてなおかつ利用方法がないという。議会での答弁として、取り組みが今まで一定の期間があって、それでいてなおかつ利用方法がやっぱり仕方なかったよってそういうふうになるのかもわかりませんが。ただ、せっかくとったもんを埋めてしまうとかというふうな話も聞きます。そういうふうになると、意欲がやっぱり湧かないんじゃないかな。何かの使い道を考える。確かに肉としては限度があるかも知りません。だけど、いろんな方法というのを試してとか、よそのもっと研究して、それでいてなおかつ仕方なかったよというのかもわからんけど。そういうふうな研究部分がもう少しあってもしかるべきかなと思うんですけど、どうなんですかね。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 西口議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、鳥獣害につきましては、全国的に深刻な問題でありまして、特

効薬というのはなかなか難しい状態でもあります。1回目の答弁のほうでも申させていたいただきましたように、利活用につきましては、全く進んでないわけでもございません。先ほど申しましたように、和歌山県では、わかやまジビエと銘打って、県内のレストランとかカフェなどで、64店舗が加盟して食肉としての取り組みを広げてございます。ジビエの食肉という価値を広く周知していくことによりまして、利用の拡大を図っていく、あわせて捕獲のほうも促して、鳥獣被害の防止に努めていきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 実際に有害駆除という中で、害があるんですね。イノシシとかシカとかという、その被害額がかなり大きかったと思うんですけども。その被害額に応じた補填をする方法というのはないんですか。例えば、実際にイノシシでどれだけの被害がある、シカでどれだけの被害があると、だからそれを、イノシシやシカがなかったら被害が起こらないわけですね。そんなん考えたときに、もう少し被害を減らす方法、被害を減らしたから金の補填というのはあり得ないのかもわからないけど、実際には年々被害が多く出てます。だから、そういうふう考えたときに、被害を減らすという観点から、もう少し捕獲をふやす方法を考えることはできないんですかね。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 西口議員の御質問にお答えさせていただきます。

鳥獣被害につきましては、被害というのは、うちの産業課の関係では農作物被害のみの把握しかできてございません。鳥獣被害につきましては、地域の皆さんと行政、それから猟友会の皆さんというのが一体になって、とにかく食わせない、住まわせない、そして捕獲するといった、その3点の方策で進めていく以外はちょっと難しいものであろうかと思っております。さらに活動を継続して進めてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 12時回りそうなんですが、もう少し続けます。

7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 8点目です。貴志川の土砂撤去について、貴志川の管轄は、管理は県が行うという、これはわかってる話なんですけども。今、紀の川がそういうふ

うに河川の改修をやっているというふうに考えたら、諸井橋から上はいずれそういうふうに県が管理の土砂もやってくれると理解してよろしいですかね。

○議長（伊都堅仁君） 建設課主幹、森谷君。

○建設課主幹（森谷克美君） 西口議員の再質問にお答えします。

県のほうにも確認させていただいたんですけれども、平成29年3月に策定された河川整備計画に基づいて予算の折衝をしながら実施していくこととお話しいただいてますので、実施していただけるものと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 県が管理してくれるという中で、大体の目途ですかね、私ら子供の時分はもうちょっと川が深かったような気がするんですけど。これから先何十年もかかったんじゃ始まらない。だから、ある程度の目途というのはどのように考えますか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課主幹、森谷君。

○建設課主幹（森谷克美君） 最初の答弁でも申し上げたんですけど、20年後が1つの目途と、現在の計画では聞いております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） それはそれで一応よしとして。

最後の11点目のごみの出し方についてちょっと尋ねたいと思います。

ごみの出し方の中で、時間的にこれしか仕方ないんかもわからん。確かに7時ごろからということは、うちのほうへ回ってくるのはかなり遅い。もう8時何ぼで行けてるから、早い時間帯もあって遅い時間帯もあるのかわかりませんが、この時間設定というのは、本来、業者の意向で決めたのか、住民主体で決めたのかという部分に、本来は行政なんているのは、業者は金もうけでやってる、住民が主体になって、それに沿ってもらう形で業者があるのかなと思うんですけども。この時間帯しか仕方ないんかもわかりません。わかりませんが、まずやっぱり時間設定をするときに当たって、住民の意向というのはどこにあったのかなと思うんで、尋ねたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） ごみの収集につきましては、当然、住民の方々の御

理解等いろいろ考えさせていただいた時点の7時ということにさせていただいてると理解してございますけども。議員おっしゃるとおり、先ほども申し上げましたように、季節によってはつらいときもありますけれども、町内の美化、そして収集運搬の安定的な運行ということが基本でありますので、御協力いただきたいということでお願いしているものでございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 住民からこういうふうな話が出てるんで、うちのほうへはね。だから、もう少し、これを見る限りは業者の都合で優先されてんのかなと。実際に住民と業者とが話し合った中でこういうふうな時間設定が一番理想ですよと、そうかもわかりません。わからないんですけども、業者が実際、町内回るに当たっては、この時間帯でないと無理と、車1台か2台で走ってんのか、3台で走ってんのか知らないけど、本来は、車の台数をふやすとか、いろんな方法があろうかと思います。これしかないという、今現状を前提で時間設定がされてるから、こういう形になってるのかなとは思ってますけどね。その中で、さて本当にこれがベストかなというのと定かでない。だから、その辺の考え方が、もうこういうふうに固定されたような形の指定じゃなくて、もう少し柔軟に考えられるんじゃないかなと思うんですけど。その点、これからずっとこのままいくのかなという部分があるんですけど。仕方ない部分かなとも思いつつ、もう少し住民に配慮ができないもんかなと、部分があります。だから、その点の考え方だけ聞かせていただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 議員おっしゃるとおりなんですけども、地域性もございまして。ルートをいろいろ考えまして、業者等にもうちの直営でしてる担当にも確認もしてまして、年々地域により詳細なところまで回って下さいという要望もございまして。ただ、そういったことにお答えしていきたいということもあるんですけども、それぞれの生活のリズムというか、そういったこともありますので、早朝から、7時といますと議員おっしゃるとおりなんですけども、生活に、住民の皆さんに合わしていきたいということは十分わかるんですけども、基本として7時に出していただくということをお願いしてございます。紀の海のクリーンセンターに出す時間というのも制限がございまして。パッカー車2台で3往復等々してる、今は現状でございまして、なかなか

か時間までに収集を完了するということにつきまして、できるだけ皆さんの御協力をいただきたいと思っておりますので、また時間等変更しましても、高齢者の方それぞれの時間帯の把握というのも少し難しいところもあります。四季それぞれに変更させていただくといろいろ考えましたが、できる限り7時スタートということで。紀の海に持っていく時間の範囲では致し方ないところでございますので、御理解賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、西口議員の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 0時07分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、3番、藤井基彰君の一般質問を許可します。

（3番 藤井基彰君 登壇）

○3番（藤井基彰君） よろしくをお願いします。

まず、町長は、町の発展や町民のためにいつも頑張ってくださっていると思います。ところが、時々町民の思いとはずれる場合もあると思います。町民の思いを届け、その思いに沿った結果を出せるよう努力するのが私たちの大きな仕事の1つと考えています。そのためには、できるだけ身近なところでその方々のお話を聞くことが一番と考えています。

ところで、御存じのように、毎月第一金曜日にボランティアの方々が紀美野こども食堂を運営してくれています。私も、桐山議員に声をかけられてから、できるだけ行くようにしています。野上中学校や海南高校大成校舎の生徒も手助けに来てくれています。また、和歌山大学観光学部の学生も応援に来てくれることもあります。

昨年11月でしたか、和歌山大学観光学部の学生が来ておられて、お話を聞くことができました。2人おられましたが、1人は和歌山市出身だそうです、その方のお話では、JR海南駅からバスに乗りかえて約1時間で、こんな自然のすばらしい場所があることを知りませんでした。緑が多く、生活環境のよいこんな町で役場に勤めて、今、学

んでいる観光学を役立てて、町の発展に貢献したい。いずれは古民家を借りて店を出せたらいいなと話しておられました。私は、いいですね、ぜひ二、三年後、卒業されたら来てくださいねと答えましたが、和歌山市で生まれ、和歌山大学の観光学科に在籍している学生に紀美野町が全く知られてないことに少し驚きました。

そこで、観光の取り組みについてお伺いします。

町内外に観光の取り組みが届いているのかと思う中で、以前、紀美野町の四季のフォトコンテストがありますが、その写真を見たことがないとか、見るにはどうしたらいいのかなどを聞かれたことがあります。今、この議場におられる皆様は見たことがあるでしょうか。ちなみに、町長は審査委員をされていると聞いていますが、皆さんは入選作品について、以前はかじか荘にパネルで展示されていたこともあるようですが、2019年の写真はかじか荘の諸事情で展示されていないと聞いています。となると、あとはパソコンやスマートフォンで紀美野町のホームページを開いて、組織、そして産業課、それから観光、キミノノート、それを下に見て行って紀美野町のフォトコンテスト、そこを検索してやっと第6回紀美野町の四季フォトコンテストにたどりつきます。私も探しましたが、初心者では少し見つけづらいと思います。

私の勉強不足で、よく確認しますと、キミノノートのページは、産業課とリンクした観光協会のページで、観光協会が主催しているようですが、ホームページの組織から検索していく中では、産業課の組織下にあるように思われます。どちらが主催かは大きな問題ではないのですが、町の観光推進の中で、担当の課ではないとか、作品の取り扱い立場にないからとかいうのではなく、せっかく素晴らしい作品がある中で、もっと多くの方に見てもらい、PRに使われないのはどうしてでしょうか。

続いて、2番目の質問になります。先ほどのキミノコドモ食堂で、小さな子供を持つお母さんの話を聞きますと、子供がインフルエンザに感染すると、症状がおさまっても四、五日、自宅観察をしていなければならない、発病してからは延べ10日ほど仕事を休まなければならないのが家計に大きく響くというのです。症状がおさまってから保育園や学校へ行けるまでの数日間預かってくれるところはないのかということです。子育て支援の1つとして、病児保育を検討されたことはありませんか。

続いて、3番目。同じく別のお母さんのお話ですけども、小学校のトイレの大便器に洋式が少なく、子供が和式を使えず我慢して帰ってくることがある。以前にもお願いしましたが、改善されていないということです。このお話は、現在、高校生の子供を持

つ親も当時困ったと話していました。約10年前の当時の便器の割合はよくわかりませんが、この間お伺いしました令和2年2月5日現在の大便器全部の数における洋式便器数の割合をちょっと発表させていただきたいと思います。きみのこども園では12個全部洋式になっています。神野保育所では7分の6。新築されたこのこども園では9分の8。それぞれ1つ和式というのは、何か練習用だそうで、実質100%洋式と聞いています。ところが、野上小学校では51の27、約52.9%。小川小学校では10の2、20%。下神野小学校では28の13、46.4%。野上中学校では39の22、56.4%。美里中学校では19の5、26.3%。小中学校全体では44%と半分以下の数字になっています。保育園で和式を使うことがなく、各家庭やいろんな施設でも洋式が一般的になっている中で、小中学校の割合は非常に低いんじゃないでしょうか。きみのこども園を見ても、このこども園を見ても、洋式の常設は明確にわかります。こないだの予算説明の中で、私の思いからすればやっと改修に向かったのかと、新年度の当初予算に計上されていますが、改めて小中学校における過去10年間の間でトイレの改修状況があったのでしょうか。それを加えて現状のトイレの需要はどう思われますか。これをお願いします。

続いて4問目です。次に給食費のことでお伺いします。先ほど大先輩の美濃議員が質問してくださいまして、同じ声が私にも届いていることは、それだけ多くの思いを背負って、重ねての質問であると実感しています。

保育園におきましては、昨年の9月までは給食費月額分5,200円のところ、副食費4,500円を町からの補助がありましたから、主食の700円を保護者から徴収していました。国の方針で保育料が無償化したのを受けて、それまで町単独で補助していました一部保育料も必要がなくなりましたので、その費用で主食分700円も無償化され、全部で無償となりました。これが昨年の9月議会で町長が挨拶で話されたように、保護者にとりましては、国による幼保育料の無償化、それに加えて町による給食費の無償化とは、とても大きな支援だと思います。

ところが、先ほど美濃議員もお話しされて、教育次長のお話もありましたが、小学校になりますと補助がありません。学校によって生徒数や食材費用の若干の差により、月額約260円前後と聞いています。月額ではおよそ5,000円が給食費として徴収されます。先ほどの説明のように、数字では、内訳をお伺いすると、食材の費用だけで調理やそれに係る電気、ガスなどの料金は含まれていませんので、最小必要な金額と言わ

ればもっともではありますが、保護者にとりましては大きな出費となり、大きな負担とを感じるのはよくわかります。

先ほどの2番目か3番目の質問でもお伺いしましたように、子供が病気で仕事やパートを休まなければならないときには特に大きな負担と覚えると思います。現状では、小学校、中学校の給食費を無償化するためには、年間約2,000万円程度必要だと予想されていますが、その金額を恒久的に確保する財源は厳しいと言われるのはもっともだと思いますが、それに向けて少しでも前進する具体策はございませんか。

以上、4点伺ってまいります。

(3番 藤井基彰君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、藤井君の質問に対する当局の答弁を求めます。

産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長(米田和弘君) 私からは、藤井議員御質問の1番目の観光の進め方についてお答えさせていただきます。

まず、紀美野町フォトコンテストについて御説明させていただきます。

紀美野町フォトコンテストは、平成13年より、合併前の美里町観光協会が初めて実施し、合併後も紀美野町観光協会が毎年実施しているところでございます。

これらの入賞作品の周知については、かじか荘、たまゆらの里、ふれあい公園、山の家生石など町内各施設、また農林商工祭りなどにて展示するとともに、平成28年1月に公開した紀美野町観光協会が運営するホームページ「きみのめぐりコンシェルジュ、キミノノート」において掲載し、発信してきたところでございます。

従来から、フォトコンテストは、写真を通じ紀美野町の地域資源の魅力を町内外に知らしめ、町内周遊を促すものとして、また町の新たな魅力を掘り起こすことを目的としているものでございます。

近年の情報発信の手段は、SNSを中心として、1人に1台のスマートフォンの普及による時代の変化の中で、紙媒体からデータへとシフトしてきてございます。そのような流れを捉え、昨年までは紙写真での応募形態をとっておりましたが、観光協会会員の発案により、2019年度からはInstagramを活用した応募方法に変更し、流行に沿った観光PRができる形となりました。

その結果、昨年度は応募総数29件でございましたが、今年度は2月28日までの応

募期間で３７０件余りの応募があり、またインスタグラムという公開されている場所での応募による相乗効果といたしまして、応募と同時に世界中に情報発信できることとなっております。

町の資源のＰＲや情報発信は、町観光行政と観光協会とが互いに連携を密に取り合い、車輪の両輪となって進めていくことが欠かせないものでございます。それらを踏まえながら、時代の変化に柔軟に対応し、積極的な情報発信に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、観光の進め方についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、私のほうから藤井議員の御質問、２番目の御質問、病児保育についてお答えします。

議員御指摘のとおり、小中学校の児童生徒は学校保健安全法の規定により、保育所・こども園の児童は、同法に準拠した保育所における感染症対策ガイドラインをもとに児童生徒がインフルエンザ等に感染した場合、周囲への感染拡大を防止する目的で出席停止の期間を設け、対応しているところであります。

藤井議員御質問の病児の保育ですが、大きく分けて２つの形態があります。１つ目は、当面、病状の急変は認められないが、病気の回復期に至らない場合に、医療機関等に隣接した施設での保育を、その医療機関に委託する形で行う病児保育と、２つ目は、病気の回復期で、登園を控えていただく期間に、医療機関やこども園等の隣接施設で行う病後児保育です。

どちらにしましても、専用のスペースまたは専用の施設であって、静養や隔離の機能を持つ保育室と調理室を備えていることが基準であり、保育士と看護師の常駐及び医師との連携を密に行うことも必要ということもあり、本町においては、この病児・病後児保育ができていない状況です。

しかしながら、小学生以下のお子さんがおられる全世帯に対して、令和元年７月に実施しました子ども・子育て支援に関する調査において有効回答数の約１４％の方が、子供が病気になったとき、保護者の方が仕事などを休まなければならない困ったことがあるという結果が出ております。

本町においても、子育てしながら働く家庭においては、子供が病気になったとき、大きな課題となっている中、病気の子供を一時的に預かる病児・病後児保育は、仕事と子育ての両立を図る上で大変重要であると考えております。

今後、医療機関に協力を求めながら、どうしたら町内で実施できるか、調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） 藤井議員の3つ目の質問、学校トイレの洋式化の改修状況について、4つ目の質問、学校給食費の現状についてお答えさせていただきます。

紀美野町立小中学校におけるトイレの洋式化率は、令和元年5月1日現在45.6%となっております。これは、県内における公立小中学校全体での洋式率36.5%を9.1ポイント上回る数値となっております。

日本の生活文化が畳から机・椅子へと変わっていったことに伴い、確実に洋式への転換が進んできました。ユニバーサルデザインの視点から学校のトイレを捉え、令和2年当初予算においてトイレ洋式化工事の設計委託料1,008万7,000円を計上いたしております。今後、順次計画的に町内小中学校トイレの洋式化を進めてまいります。

以上、学校トイレの洋式化の改修についての答弁とさせていただきます。

続きまして、4つ目の質問、学校給食費の現状についてお答えさせていただきます。先ほどの美濃議員への答弁と重複するところもございますが、御容赦ください。

紀美野町では、町内産のお米や生石加工グループの製品等、地産地消に努め、栄養バランスのとれた紀美野町の特色ある給食を実施しております。

昨年10月から、幼児教育・保育の無償化に伴い、町内のこども園や保育所では給食費が無償化されました。一方、小中学校の給食費につきましては、学校給食法第11条によって保護者は食費のみを御負担いただき、それ以外の経費を町が負担することとなっております。現在、小学生につきましては1食250円から260円、中学生につきましては1食300円となっております。

現在、生活保護を受けている御家庭において、給食費は生活保護費の中の教育扶助費に含まれるため負担はありませんし、生活保護を受けていない方でも生活保護に準ずるほど経済的に困りの御家庭には、就学援助制度により給食費の負担はございません。

令和２年度当初予算では、約４，２００万円の給食に係る費用を計上し、栄養士、給食調理員が安心・安全でおいしい給食を児童生徒に届けるよう努めているところですが、築約４０年を経過し、老朽化も目立つ調理場もあることから、施設を含め総合的に学校給食を捉え、議員の提案いただいたことを含め、さまざまな角度から研究、検討を行い、計画的に整理してまいりたいと考えております。

以上、学校給食費の現状についての答弁とさせていただきます。

（教育次長 曲里充司君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 以上で、１回目の答弁が終わりました。

これより、２回目以降の質問は、自席で起立をして、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

３番、藤井基彰君。

○３番（藤井基彰君） まず１つ目の観光の進め方のお話ですけども、確かに、ことしからInstagramになるようで、応募者数も多いと聞きました。それは大変いいことだと思っています。私が言いたいのは、現にここにおられる皆さんがどれだけその写真とかを見たことがあるかなということです。基本的に僕は、申しわけないんですけども、今まで第６回の今回まで見ることはありませんでした。よくわかりませんが、もっと見る機会が、役場の前とか、ロビーとか、よくわかりませんが、もっとPRする方法があるんじゃないかと思って質問させていただいたところです。

具体的には、御存じのように、和歌山県美術展覧会、いわゆる県展ですけども、１月の中ごろ開催されていまして、その写真部門がございまして、町内出身の方も入選されていまして、同じく紀美野町のフォトコンテストに入選された方と同じ方々が何名もおられます。その立派な写真をパネルにされて、僕が言うほど周りを見ていないのかと思いますけども。その点も含めてもう少しみんなの目に映るところにあればいいなという思いからお話しさせてもらったものです。もっと身近に何枚も、せつかくの立派な写真、展示するというようなことはないでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

主にフォトコンテスト自身の意義というのが、町内外に紀美野町の地域資源の魅力を発信するということになっておりました。発信の方法につきましては、展示であったり、インターネットであったり、さまざまな方法があろうかと思います。

それで、確かにホームページから確認した場合、ちょっとわかりづらいという点も幾分か否めないと思います。それにつきましては、もうちょっとわかりやすいような工夫を検討してまいりたいと考えてございます。効果的に情報発信ができますように、皆さんからお知恵をいただければええかと思しますので、紙媒体であったり、ホームページ、インターネットであったり、そういったものを駆使して情報発信に努めてまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 3 番、藤井基彰君。

○3 番（藤井基彰君） ありがとうございます。何を訴えたいかと申しますと、今回、フォトコンテストのお話をさせてもらったんですけども、それぞれの課で皆さん、町の発展のため、観光のためPRされてると思うんですけども。私個人的な見解で申しわけないんですけども、少し縦割りの組織の中で横の連携が少し弱いんじゃないでしょうかという感じがしたもので、お話しさせてもらったものです。せっかくのいろんな情報やいろんなツールを持ちながら、横の連携、共有が少し少ないために、せっかくの立派な情報をまとめて総合的に発信しづらい状況になってるんじゃないかというところが感じられたものです。

たまたま新年度、こないだ町長の御挨拶でもありましたように、和歌山大学院の観光学部研究科に職員を1名派遣されると聞いています。もちろんいろんな観光の勉強をされるんでしょうけども、それと同時に発信の仕方等々も考えて、総合的に発信されるというような体制をとっていただけるよう、これは要望ですけどもお願いします。

続いて、2 番の質問に対して再質問をお願いします。

病児保育の件なんですけども、昨年10月17日、18日と総務文教常任委員会の県外研修で、島根県邑南町と岡山県美咲町で子育て支援や一定年齢以上の方の交通手段としてのタクシーの利用の状況、実績があるということで研修に行かせてもらいました。その中で、私が気になったのは、岡山県美咲町では病児保育を実施しています。昨年12月の中ごろと、そしてこないだ2月の21日、美咲町のエデュケーション課、担当の方、中谷様だそうで、お電話差し上げたらその方につないでいただいたんですけども、その中谷様に電話で尋ねましたところ、病児・病後保育として、国の子ども・子育て支援交付金で、隣の津山市と分担金を出し合って運営されていて、生後7カ月から小学校6年生までの児童を対象に、事前に登録した上で、風邪やはしかの感染症などで病気回復期に保

護者が面倒を見られない場合に、医療からの連絡票を提出していただいて、医療機関で保育するというのを実施されているそうです。現に、いろんな大変な問題があるかとは、先ほどのお話でもお伺いしましたが、紀美野町においてももう少し積極的な導入の考えはないでしょうか。お願いします。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 藤井議員の再質問にお答えします。

藤井議員の再質問の岡山県美咲町のほうでは広域での保育を委託をしてやってるところも、1つの検討課題かなと考えております。海南市のほうでは、病後児保育は3カ所やっておりまして、1カ所については、実際、五月山こども園のほうで町外も受け入れて実施するというようなこともちょっと聞いておりますので、このあたり、五月山こども園と連携して病後児保育ができないかというところを、海南市と協議して、すぐに対応できるというところだったら取りかかっていきたいと考えておりますが、そのあたり再度調査、海南市との調整もさせていただいて、研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 答弁ありがとうございます。できるだけ早く実現できればと思います。よろしくお願いします。

続いて、3番目の質問でお願いします。先ほどトイレの洋式化の話、お返事いただきましたけども、確かに今年予算に計上されています。ありがとうございます。

ただ、令和2年の予算案に計上されていますのは、先ほど説明されたように設計ですので、実際、工事ができるというのは、恐らく順調にいても約3年ぐらいかかるんじゃないかなと、個人的には思っています。先ほど僕がお話ししましたように、今、高校生の子供を持っている親も以前そういうお話をしていたということを聞きますと、約10年前からこういうお話が多分、町のほうへ届いてるんじゃないかと思います。具体的には私も、5年ぐらい前でしたか、前教育長にお会いする機会がありまして、いろんなお話の最後に、困ってるんですよというお話をしましたら、それは聞いているとおっしゃってました。去年、私が議員にならしてもらいまして、東中教育長に御挨拶に行ったときも、そういうお話があるんですよとお話ししたときも当然知っておられまして、そうですね、授業がある間はできませんから、夏休みなど長い期間にしないとだめですね

というお話をしてくれたことを記憶しています。

私が聞きたいのは、いずれにしましてもお話が耳に届いてから、今、予算が上がって、仕上がるのが約3年後ぐらい、約13年、当時の、約10年ぐらい前だともっと子供に人数が多かったような記憶がありますので、その間に改修等々ありましたかと、少しお伺いしたんですけども、仮にないとするならば、13年間かかってやっと改修になってくるといふ。このスピード、少し遅すぎるんじゃないかなと思うわけです。優先順位からするとそんなに低い問題ではないと思う中で、なぜこれだけ遅いのかなというのはいさし思うので、その付近も含めてもう一度御返答お願いできますか。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 藤井議員の御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

今までの歩みとしましては、例えば、25年度の野上中学校の大規模の改修のタイミングで、トイレも含め改修を行ったり、あと30年度では部分的ではありますが美里中学校の女子トイレを1つだけですけど洋式化したり。また小川小学校の男子トイレを洋式化、1つ行ったりということで、決して停滞しているという状況ではございません。

今回、令和2年度で当初予算で設計をおいて、令和3年度に実施に向けて、今回、令和2年度の当初予算の計上という計画で予算計上をさせていただいておりますので、そこから御容赦いただければと思ひます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 2時04分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時04分）

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 最後、4番目の質問をお願いします。給食費の件ですけども、御存じのように今回の当初予算には、保育園では賄い料と1,389万9,000円、これ多分給食費に当たるんだろうというお話をちょっと伺っています。当然、小学校に

はそういうのがないんですね。町の行政のやり方として、急激にゼロから約5,000ぐらいだと思うんですけども、こういうすごく数字が上がるというのは、保護者にとっては、何というか、不安といいましょうか、公平感といいましょうか、そういうものに少し疑問を感じるんじゃないかと思ひまして。もちろん保育園の給食費が無料、これはもちろんうれしいというのは前提のもとですけど、それにしても小学校で急激に上がるのは、少し大変じゃないかと思うんですけども。もう少し穏やかな形の上がり方とか、そういう方法はなかったんでしょうか。すみません、よろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 藤井議員の御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

もともと食事に係るもの、子供の療育に係る基礎的な部分ということで、こちらのほう認識してございます。やっぱり原則保護者負担というのは、原則にあるかと思ひます。もちろん、先ほど申し上げましたように、学校給食調理場の老朽化もございまして、見直しできる経費は見直した上で財源の確保ができないかということ、ちょっと今後、研究、検討をしてみたいなと考えてございまして、御理解賜りたいと思ひます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） 単純によその市や町とは比べるのはおかしいかと思ひますけども。こないだ新聞にありましたように、2月22日、大阪市、2021年度に向けて無料化、給食費の無料化、これ新聞に載ってたんですけども。当然、大きなまちで、金額というのも莫大な、60億か70億を見込んでいて、その大体の財源は確保したと書いてまして、もちろん目指しているというだけで、本当にするかどうかわかりませんが、目指すという書面での点で、多分そういう予定であるんだろうと思ひます。

紀美野町におかれまして、子育て支援ということで、先ほど美濃議員もおっしゃってたように、何とか子育て支援の一環としてならないものかと思ひますが、再々度、それだけお伺いして質問を終わりたいと思ひます。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） 藤井議員の質問にお答えします。

先ほどから教育次長、それから午前中にも町長のほうからお話ありましたが、確かにこども園、保育所等で給食費が無償化になって、小学校ではそのままということになったら、大きな負担感、保護者の方感じると思ひます。そういう給食費の問題、補

助の問題等々、施設の老朽化、あるいは人の問題、あるいは給食の質の問題、いろいろなことがかかわってきますので、そういったものを総合的に考えながら、研究、検討していきたいということで、ちょっと決意を述べさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、藤井議員の一般質問が終わりました。

続いて、1番、桐山尚己君の一般質問を許可します。

（1番 桐山尚己君 登壇）

○1番（桐山尚己君） 紀美野町の危機管理について質問いたします。

組織たるもの、自治体であれ民間企業であれ、平素から危機を未然に防ぐ、あるいは、何か起こった際に適切に対応し、最小限の影響にとどめるようにしなければなりません。

現在、紀美野町を2つの危機が襲っています。1つ目は、先般、当町の建設課長が建設業者との癒着を疑われ、逮捕されたことです。そして2つ目は、現在、世界各地に広がりを見せている新型コロナウイルスです。

1つ目の建設課長逮捕については、これによって紀美野町のブランドイメージが大きく棄損されるに至りました。信頼回復、イメージ回復に向けて、役場のみならず、議会、そして町民の皆さんを含め、全町を挙げて取り組んでいかなければなりません。ただし、事件の全容が明らかになっていない現段階では、原因究明、そして再発防止に向けて、必要十分な取り組みをするのは難しいと言わざるを得ません。

したがって、現段階で私が問いたしたいのは、危機管理の観点から、役場の幹部職員である建設課長が不在の中、遅滞なく関連の行政をとり行う体制は整っているのかということであります。現状、どのように対応されているのかについて回答を求めます。

2つ目の新型コロナウイルスについてですが、現在のところ、紀美野町内では感染者が見つかってはいないものの、全国的、そして世界的には徐々に感染が拡大してきています。日本においては、本来であれば感染源である中国武漢市や湖北省だけでなく、早い段階で中国全土からの人の入国を全面的にシャットアウトすべきであったと考えています。しかしながら、残念ですが、いまだに中国との間で人の往来は続いています。これは、完全に失政と言わざるを得ません。

その一方で、安倍総理は今般、突然、全国の小中高校の臨時休校を要請しました。この点も含め、紀美野町はこの新型コロナウイルスの問題に対してどのように対処していくのかお聞かせください。

以上です。

(1 番 桐山尚己君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、桐山君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） それでは、桐山議員の紀美野町の危機管理についての御質問にお答えしてまいります。

2月17日に公正な入札を妨害したとして建設課長が逮捕されたという不名誉な事件が起き、現在、建設課長は検察庁に送られているところであります。議員仰せのとおり、全容が明らかになっていない状況下では、必要十分な取り組みは難しいのが現状であります。

その中で、町民の皆さん向けに、職員が逮捕されたことについての町長のコメントは、逮捕の翌日、町のホームページに掲載し、また町の広報誌、広報きみの3月号にも掲載しているところです。また、19日には職員の綱紀粛正及び服務規律の再確認という表題で、全職員に文書で町長が訓示したところであります。そして、今月中には、公務員倫理や入札事務の心得を全職員対象に職員研修を開催することにしております。そのほかにも、再発防止や町民からの信頼回復に向け、必要なことを模索しながら対応を進めています。

町長は、職員懲戒審査委員会に、この件について諮問しましたし、監査委員にも調査を要求いたしました。これを受け、2月20日には、紀美野町職員懲戒審査委員会が設置され、また25日には、監査委員による調査も始まったところです。

さて、建設課の職員は、現在、本庁と美里支所でそれぞれ6名の職員が配置されており、課長不在の間、主幹を中心に建設課の職員が一丸となり職務に当たってくれています。年度末で多忙な時期となるのは承知の上ですが、3月末までの間は頑張りたいと思っております。

次の新型コロナウイルスによる肺炎の対処についてでございます。

対策室を1月28日に立ち上げ、情報の収集と手洗いやうがいなど、町民への予防対策に努めてまいりました。2月13日に県内で感染者が確認されたことに伴い、対策本部体制に切り替えました。翌14日には、対策本部会議を開催し、住民の生命を守ることを最優先とし、町内で拡散しない対策を講じていくことを確認しました。

主なものは、町が主催する不特定の人が参加するイベントは原則中止する。マスク、消毒液、防護服など必要な資機材をすぐに発注する。紀美野町インフルエンザ等対応計画及び紀美野町感染症対応BCPにより、各部署が一体となって対策に取り組むなどございます。

そして、2月28日には、第2回の対策本部会議を開催し、政府より小中学校を臨時休校する旨の要請を受け、本町の小中学校も3月2日から3月24日まで臨時休校とすることとしました。ただし、きみのこども園と神野保育所については、感染予防対策を強化し、通常どおり保育を行うことにいたしました。また、3月31日まで、公共施設の利用制限や町主催のイベント中止などについても協議決定されました。

この1から2週間は、感染を拡大させないための大切な時期とのことです。新型コロナウイルスの感染拡大は、テレビで見るだけの対岸の火事では決してありません。正しい情報を知り、一人一人が感染しないように予防するとともに、感染を広げないための行動が、感染の抑え込みにつながるのです。そのためには、せきエチケット、手洗い、うがい、室内の換気等、小まめな感染予防対策に努めるとともに、日ごろからの健康管理がとても重要です。当町にはおひとり暮らしの高齢者の方もたくさんいらっしゃいますので、新しい情報を正しく、わかりやすく伝えるよう、啓発に努めてまいりたいと考えています。

以上、桐山議員の質問の答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問、答弁については、自席で起立して行ってください。

1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 建設課長の逮捕以降、主幹が中心となって本庁、美里支所合わせて6名ですね。各6名ではなくて、合わせて6名。各6名、計12名ですか。失礼しました。計12名が一丸となって対応してるということではありますが、課長が突然不在になったという状況で、十分に主幹が課長の知り得ていた、もしくは遂行していた業務をそのままスムーズに代行できるのかという疑問が残りますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

議員御心配の危機管理面において、本当にこれからの年度末を迎え対応できるのかという御心配でございますが、本当にありがたい話でございます。しかしながら、やはり年度末でもありまして、工事もどんどんでき上がってくる。そうした中で検査員というのが工事について検査をし、そしてこれを執行していくというものが必要となっておりまして。そうした中で、つい先日、この検査員を課長であったのが、今、主幹に任命したと。そして、この後の業務が本当にスムーズにいくように、システムとしては行いました。そして、残された職員、そして私ども執行部はもう一丸となってこれに対応していきたい。そうした思いでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 今後、考え得るリスクの1つとして、現在、いろんな対応をしてくださってる主幹が、新型コロナウイルスに罹患したと、離脱を余儀なくされたということも起こり得るわけです。その場合はどうなるのでしょうか。そのあたりまで想定されているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の重なる御質問、本当にありがたいと思いますが、ただいま、やはり我々職員として、このコロナウイルス、これを防御していく。それも大きな使命であります。そうした中で、主幹におきまして、そうした防御体制、これらをしながら、我々一丸となって対応していくということでございますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 今の町長の御回答は、一生懸命頑張ると、そういうふうには聞こえましたが、そうではなくて、制度的に、システムの、もしこうなった場合にどうフォローアップしていくのかという、制度としてどうなのかということを考えていく必要があるかと思うんですね。その中には、建設関連であれば、非常に専門的な知識や経験が必要になってくるわけですから、誰でもできるというわけではない。そういうことを考えれば、町は毎年いろんなことを考えて人事異動をされてるかと思いますけれども、この建設関連の経験をより多くの職員に踏ませると。誰かが抜けた場合、ほかの誰かでもカバーできると。その選択肢を1つでも多く設けておくこととい

うのは、すごく重要だと思うんですけども、今後、そういった人事異動の仕方についても、そういったことも含めて対応するお考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の御心配のほどは重々わかりますし、これから、また人事異動に対しまして、そうしたこの方がだめな場合はこうだということで、これは検査員というのは町長が任命するようになってるんです。したがって、それぞれ任命していくというような格好になろうかと思いますので、そうしたことを考えながら対応してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） つまり、今後の人事異動も含めて総合的に対応を考慮していくと、そういう理解でよろしゅうございますか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員のおっしゃるとおりでございます。御理解を賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） もう一つ大きな問題である新型コロナウイルスなんですけれども。県内の感染者が発覚してからの紀美野町の対応、各種イベントの中止を含めた対応というのは、私は非常に評価できるというふうに考えています。

一方で、今後どういう展開になっていくのかというのは、誰もが予測できません。そんな中でどういう準備をしてあるのかということに関して、再度確認したいんですけれども。先ほど細峪課長のお答えでは、今回の問題が起こってから、マスクや消毒液等の発注をしたということでありまして、それで間に合ったのか。現在ストックは十分にあるのかと、その点についてお答えください。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） もともと在庫はありましたんで、たくさんしてあったというのではないんですが、在庫もあって、それを追加するために発注したということでもあります。ただ、いろんなところに発注をかけてもなかなかもう入ってこなかった。現在も発注はしてるんですけど、まだこちらに物が届いていないというのをもたくさんあ

ります。そういう中で、今、マスクは1万5,000枚しかありません。これで住民の方でも、時には町として配布はできないのかとか、そういうお問い合わせもいただくこともあります。ただ、今の段階でそれを皆さんにお配りする、1人につき二、三枚の計算にしかならないんですが、それをしてしまうと、本当に紀美野町で感染者が出たりとか、もっと今の感染が拡大したときに、マスクがないという状況、これはもう異常な事態なので、これは避けたいということで、住民の方にも配るということはないという決定を現在しております。それで、今後、状況を見て、マスクがたくさん入ってくるようになったりとか、そういうことになったら、また協議をしつつ対応も考えていかないとはいけないと思うんですが、現状では町民の方にも配布とかは考えておりません。

それで、とにかく今の段階で皆さんが、一人一人の問題やと思ってもうて、そして感染拡大させないために、一人一人が危機感を持って行動していただきたいというのが、一番訴えたいところであります。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） つまり、現時点では、少なくともマスクは十分じゃないと。そういう状況なわけですね。追加の発注はかけたけれども、いつ入ってくるかは未定だと。であるならば、その情報を町民の皆さんに開示して、現状はこうですと、ですから、マスクが十分な量を確保できるまで町民の皆さん一人一人がしっかりと対応していただく必要があると、そういうふうに言っていく、情報開示とともにお願いする必要があるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 備蓄に関して、マスクの在庫が1万5,000しかないという中で、町民の皆様には3月の広報と同時に新型コロナウイルスの予防についてということで、各戸配布でチラシを配布させてもらって、日常で気をつけることということで、小まめに手洗いをして、せきが出るときはせきエチケットのためにマスクをしたり、何かで口をふさいでいただくというようなことで、対応方法についてチラシで各戸に周知したところでございます。また、高齢者に当たっては、できるだけ人混みを避けるということで、その案内をお送りさせていただいてるところですが、在庫1万5,000というマスクしかない中で、妊婦さんについては出生届が出てる方については1箱50枚入りのマスクを配布、昨日させていただきました。そのあたり、子供さん

を身ごもってる方については、とても心配な部分だと思うんですが、その部分については早急に対応させていただいて、あと、持病がある方については、海南保健所であったり、町のお医者さんである方に相談をしながら、どういう対応の仕方がいいのかということも相談させていただいたんですが、そのあたり、持病を持ってる人というのは、優先順位をつけてマスクを配布するというのはなかなか難しいということで、高血圧から糖尿病まで含めると千単位の数になりますので、そのあたり配布することは難しいので、パンデミックに備えて、今は確保させていただいてる状況ですので、町民の皆様には引き続き手洗いを徹底させていただいて、マスクはあくまでもせきをしたり、人混みのところでの対応ということをお願いしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 町民の皆さんが、一人一人が手洗い、うがい、せきエチケット、これらをしっかりとやっていただくということは、まず第一だというふうには思います。また、マスクに関しても、マスクさえしてれば大丈夫だというふうな誤った考えを持たれてもまた困るわけですが、少なくとも、マスクをしていればある程度の感染の広がりを抑えることはできるというふうに考えてます。でも、そのマスクがありませんよと、じゃあどうするんですかということに対して、何らかの町からの提案というか、そういったものはないのかと。例えば、インターネットを調べると、きょう私ちょっと自分でつくってみましたけど、ハンカチとひもで、しかもハンカチは折り畳むだけで簡易のマスクができるんですね。このハンカチを洗濯すれば、再度また使えると。そういうことも可能なわけです。コーヒーフィルターでマスクをつくるとか、そんな情報も載ったりしてるんですけれども。こういうハンカチが、例えばなければ、ぼろきれでも何でも、とにかく使えるものは全て使ってということも、個人の工夫次第でできるわけですね。そういう方法もありますよという情報提供なんかも積極的に行っていくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 紀美野町のホームページのほうに、自分でつくる、自作のマスクのつくり方というのを、警視庁のホームページを参考に情報を掲示させていただいてるところなんですけれども、そのあたりホームページを見なければなかなかわからないというところもあるので、また周知の方法については検討していきたいと考

えております。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） そうですね、ホームページを見なければわからないわけです。紀美野町、全町に光ケーブルが行き渡っていて、インターネットをつなげば、何でもいろんな情報が入ってくるという状況ではありますけれども、特に高齢者の方々については、インターネットに御自身がつながっていない、環境が整っていてもインターネットにつなげて情報を得るといようなことは難しい場合がほとんどだと思います。そういったこともしっかりと踏まえた上で、今後、検討するのではなくて、今すぐに検討していただければなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） ホームページのほうでは載せてるんですけれども、高齢者とかはなかなかホームページを見に行く機会がないというところも御指摘のとおりだと考えております。その周知の方法については、介護事業者であるとか、そのあたりどうしても支援が必要な方はヘルパーさんであるとか、計画をつくるケアマネさんとかついていらっしゃいますので、そのあたりで、口頭での説明のほうより詳しくわかるのではないかと、そのあたり、その人に合った周知の仕方を考えていきたいと考えておりますので、高齢者のまちということの認識のもと対応していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 今、保健福祉課長おっしゃったように、紀美野町は高齢者率が半分に近い高齢者のまちなわけです。今回の新型コロナウイルスに罹患して重篤な症状に陥る、もしくは最悪の場合、死に至るという、そういうケースは高齢者の方がほとんどなわけです。ですから、その部分はしっかりと再度認識していただいて、それは町の職員の方に認識していただくだけではなくて、町民の皆さんにも認識していただく必要があるので、その周知徹底をいかに確実にやっていくかということを考えていただければなというふうに思います。

一つ、今現在起こっているこの新型コロナウイルスの事象については、町のほうが以前定められた新型インフルエンザの流行に備えたいろんな決め事ありますね、それにその程度基づいて対応していくというようなことができるものだと思いますけれども、そういう意味では、事前に想定していたことが今実際に起こりつつあるという、ある意

味、実施訓練を今我々がしてるというふうに認識することもできると思うんですね。これ以上ないすばらしい経験、今後に対する、今後いろんな検討をしていかなきゃいけないわけですけども、その材料になってるわけですね。ですから、そういう観点で現在起こっていることも見ていただいて、前に進みながら今後どういう対応をしていかなきゃいけないのかということも考えると同時に、直近で対応してきた我々のやり方はこれでよかったのかということも、同時にしっかりと見直しつつ前に進んでいただければなというふうには思ってます。

あともう1点、この新型コロナウイルスの蔓延に備えて、国はテレワーク、在宅勤務、これを推奨してる状況にあるわけですね。東京でも電通であるとか、資生堂であるとか、そういった大企業が数千人規模でテレワーク、在宅勤務を実施してるわけですけども、それが大きな企業だけではなくて、いろんなところでそういったことが今後、もっと広がりを見せて進んでいくだろうと。そうなれば、テレワークというものがより身近になってくる。結構、会社に行かなくても、本社に行かなくても仕事できる部分があるんだなというのが見えてくると思うんですね。もちろん、人と人が会わなければならない部分もありますけれども。そういったものが今後、見えてくると思うんですね。そういう観点からすれば、これはある意味、ピンチですけどもチャンスに変えられるんじゃないかと。紀美野町のようなまちに白浜であるとか、四国の神山町であるとかでやってるようなサテライトオフィスを誘致してくるということも、よりやりやすくなると思うんですね。ですから、これを1つのチャンスと捉えて、前向きに考えていくということも重要じゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） こういうピンチな状況の中で、新たな働き方といいですか、そういうことも全国的には広がりを見せておりますので、町としてもそういうできる分野があるかないかという、そういう検討の土俵に上げていく。それからテレワークだけではなくて、今後、RPA、効率化を進めるためにロボティックなことも考えつつ、いろんなこういう状況のときに、人が足りなくなったときにどういうことができるかとか、そういうことも常に考えていかないといけない状況にあることを、今回のこのコロナの感染で身にしみて感じているところでありますので、御提案のほうも、こちらでも協議させていただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 最後にもう一つ、先ほど先輩議員のほうからもお話がありましたけれども、今回の新型コロナウイルスによる休校ですとか、そういった対応によってかなりピンチに陥ってらっしゃる保護者の方もいらっしゃるわけですね。そういった方々にどのように寄り添って、そういった方々の負担を減らしていけるのかということも、町の行政の腕の見せどころだというふうに思いますので、これを言うと議長にまたお叱りを受けますけれども、一つよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） すみません、訂正でございます。

マスクの配布1箱、出生届と、私ちょっと言わせてもらったんですが、妊娠届の誤りですので、すみません。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、桐山議員の一般質問が終わりました。

お諮りします。

本日の会議は、このあたりで延会し、明日午前9時から会議を再開したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

延 会

○議長（伊都堅仁君） 本日は、これをもって延会いたします。

（午後 2時47分）